

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正 2026 年 6 月 2 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
移管指針第9号 金融商品会計に関する実務指針 2000年 1 月 31 日 改正 2001年 3 月 30 日 改正 2001年 7 月 3 日 改正 2002年 9 月 17 日 改正 2005年 2 月 15 日 改正 2006年 4 月 27 日 改正 2006年 10月 20 日 改正 2007年 7 月 4 日 改正 2008年 3 月 25 日 改正 2009年 6 月 9 日 改正 2011年 3 月 29 日 改正 2014年 11月 28 日 改正 2015年 4 月 14 日 改正 2016年 3 月 25 日 改正 2018年 2 月 16 日	移管指針第9号 金融商品会計に関する実務指針 2000年 1 月 31 日 改正 2001年 3 月 30 日 改正 2001年 7 月 3 日 改正 2002年 9 月 17 日 改正 2005年 2 月 15 日 改正 2006年 4 月 27 日 改正 2006年 10月 20 日 改正 2007年 7 月 4 日 改正 2008年 3 月 25 日 改正 2009年 6 月 9 日 改正 2011年 3 月 29 日 改正 2014年 11月 28 日 改正 2015年 4 月 14 日 改正 2016年 3 月 25 日 改正 2018年 2 月 16 日

改正後	改正前
改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 改正 2024年 7 月 1 日 改正 2024年 9 月 13日 改正 2025年 3 月 11日 改正 2026年 6 月 2日 最終改正 2026年 10月 16日 企業会計基準委員会	改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 改正 2024年 7 月 1 日 改正 2024年 9 月 13日 改正 2025年 3 月 11日 最終改正 2026年 6 月 2日 企業会計基準委員会 本移管指針は、2026年7月7日までに公表された次の修正が反映されている。 企業会計基準第27号「法人税等に関する会計基準」(2026年7月7日改正)
I 金融商品会計に関する実務指針 はじめに 2. 金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針等について、日本公認会計士協会は、金融商品の範囲、それらの発生及び消滅の認識、評価方法、ヘッジ会計並びに複合金融商品	I 金融商品会計に関する実務指針 はじめに 2. 金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針等について、日本公認会計士協会は、金融商品の範囲、それらの発生及び消滅の認識、評価方法、ヘッジ会計並びに複合金融商品

改正後	改正前
の会計処理を明確にすることを目的に、金融商品会計に関する実務指針を取りまとめた。 本実務指針は、金融商品会計基準が適用される企業の金融商品に係る取引についての会計処理を取り扱っている。なお、金融機関等が業務として行う金融商品に係る取引のうち特殊なもの及び高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱う。 <u>なお、金融商品の予想信用損失に係る会計上の取扱いについては、企業会計基準適用指針第36号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）において定めている。</u>	の会計処理を明確にすることを目的に、金融商品会計に関する実務指針を取りまとめた。 本実務指針は、金融商品会計基準が適用される企業の金融商品に係る取引についての会計処理を取り扱っている。なお、金融機関等が業務として行う金融商品に係る取引のうち特殊なもの及び高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱う。
金融商品の範囲、認識及び消滅 <u>金融商品の範囲</u> 有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの 8. 金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、これに類似するもので活発な市場があるもの（例えば、国内CD）は、有価証券として取り扱う。 一方、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該	金融商品の範囲、認識及び消滅 <u>金融商品の範囲</u> 有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの 8. 金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、これに類似するもので活発な市場があるもの（例えば、国内CD）は、有価証券として取り扱う。 一方、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該

改正後	改正前
当するものに限る。) 及び貸付金代替性私募債は、有価証券として取り扱わない。	当するものに限る。) は、有価証券として取り扱わない。
債務保証契約 15. <u>削 除</u>	債務保証契約 15. <u>債務保証契約（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。</u>
当座貸越契約及び貸出コミットメント 19. <u>削 除</u>	当座貸越契約及び貸出コミットメント 19. <u>当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約であり、金融商品会計基準の対象である。</u>
金融負債の消滅の認識 債務引渡しに係る二次的責任 45. 債務の第三者引受けに際し当該第三者が倒産等に陥ったときに原債務者が負うこととなる二次的な責任である単純保証については、第三者による債務引受時に原債務者は当該二次的責任を新たな金融負債として時価により認識する。なお、二次的責任に係る金融負債の計上価額は、前受保証料に準じて各期の純損益に合理的に配分する。 金融負債消滅後の二次的責任に係る金融負債の時価は、時間の経過、債務金額の減少、信用リスクの変化等に伴って変化するが、当該金融負債は、デリバティブに該当しないため、時価評価せず、二次的責任につき損失を被る可能性が高くなったと	金融負債の消滅の認識 債務引渡しに係る二次的責任 45. 債務の第三者引受けに際し当該第三者が倒産等に陥ったときに原債務者が負うこととなる二次的な責任である単純保証については、第三者による債務引受時に原債務者は当該二次的責任を新たな金融負債として時価により認識する。なお、二次的責任に係る金融負債の計上価額は、前受保証料に準じて各期の純損益に合理的に配分する。 金融負債消滅後の二次的責任に係る金融負債の時価は、時間の経過、債務金額の減少、信用リスクの変化等に伴って変化するが、当該金融負債は、デリバティブに該当しないため、時価評価せず、二次的責任につき損失を被る可能性が高くなったと

改正後	改正前
きに引当金を計上する。	きに <u>債務保証に準じて</u> 引当金を計上する。
金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 <u>金融資産及び金融負債の評価</u> 評価額及び評価差額の定義 57. 本実務指針で用いる評価額等に係る用語の定義は、以下のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 償却原価とは、<u>償却原価法により算定された価額</u>をいう。 (4) (略) (5) 貸借対照表価額とは、期末において貸借対照表に計上している金融資産又は金融負債の価額をいう。なお、貸借対照表上、貸倒引当金がある場合には、<u>債権又は満期保有目的の債券の取得価額又は償却原価</u>から当該残高を控除した後の金額が貸借対照表価額となる。 (6) (略) (7) <u>取得差額とは、金融資産の取得価額と債権額との差額をいう。</u>	金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 <u>金融資産及び金融負債の評価</u> 評価額及び評価差額の定義 57. 本実務指針で用いる評価額等に係る用語の定義は、以下のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 償却原価とは、<u>金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減した後の価額</u>をいう。 (4) (略) (5) 貸借対照表価額とは、期末において貸借対照表に計上している金融資産又は金融負債の価額をいう。なお、貸借対照表上、貸倒引当金がある場合には、債権から当該残高を控除した後の金額が貸借対照表価額となる。 (6) (略) (新 設)

改正後	改正前
<u>(8) 収入差額とは、金融負債の収入に基づく金額と債務額との差額をいう。</u> <u>(9) 金利調整差額とは、金利の調整により生じた取得差額及び収入差額をいう。</u>	(新 設) (新 設)
償却原価法 <u>57-2. 償却原価法には、(1)実効金利法及び(2)金利差額調整法があり、さらに金利差額調整法については、(3)利息法及び(4)定額法がある。金融資産に対しては、金融資産の分類に応じて実効金利法又は金利差額調整法のいずれかが適用される一方、金融負債に対しては金利差額調整法のみが適用される。</u> <u>(1) 実効金利法とは、金融商品の受取利息又は支払利息について、実効金利を用いて複利をもって各期に配分する方法をいう。ここで、実効金利とは、金融商品の予想存続期間を通じての期待キャッシュ・フローについて、金融商品の償却原価まで割り引く率をいう。</u> <u>(2) 金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金利調整差額を償還期又は弁済期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。</u> <u>(3) 金利差額調整法における利息法とは、金融資産については受取利息総額と金利調整差額の合計額を、金融負債について</u>	(新 設) [参考：本実務指針第 70 項] <u>70. (略)</u> <u>償却原価法は、有価証券利息をその利息期間（受渡日から償還日まで）にわたって期間配分する方法であり、以下の利息法と定額法の 2 つの方法がある。原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる〔設例 4〕。</u> <u>(1) 利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利子率」という。）となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を帳簿価額に加減する。</u> <u>(2) 定額法とは、債券の金利調整差額を取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分</u>

改正後	改正前
<u>は支払利息総額と金利調整差額の合計額を金融資産又は金融負債の償却原価に対し一定率となるように複利をもって各期に配分する方法をいう。</u> <u>(4) 金利差額調整法における定額法とは、金利調整差額を償還期又は弁済期までの期間で除して各期に配分し、償却原価に加減する方法をいう。</u>	<u>する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。</u>
実効金利 <u>57-3. 実効金利を計算する際、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行う。その際、予想信用損失を考慮しない。</u> <u>実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。</u>	(新 設)
<u>57-4. 増分コストとは、金融商品を取得、発行又は売却していなければ発生しなかったコストをいう。</u>	(新 設)
<u>57-5. 実効金利の計算に際して、金融商品（又は金融商品グループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間について信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、当該金融商品（又は金融商品グループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用する。</u>	(新 設)

改正後	改正前
57-6. <u>実効金利法を適用する際に、金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料を識別する。金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料は、実効金利の調整として扱われる。</u>	(新 設)
57-7. <u>金融商品の実効金利の不可分な一部である手数料には、次のものが含まれる。</u> <u>(1) 金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料。</u> <u>こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証、担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理、取引の締結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。</u> <u>(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）について貸付を行う可能性の方が行わない可能性よりも高い場合において、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料。事後的に貸付が行われないまま期限満了となる場合には、手数料は期限満了時に収益として認識する。</u>	(新 設)
57-8. <u>金融商品の実効金利の不可分な一部ではない手数料には次のものが含まれ、これらの手数料は企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に準じて会計処理する。</u> <u>(1) 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料</u> <u>(2) 貸出コミットメント等について貸付を行わない可能性が</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>行う可能性よりも高い場合に、貸手が貸付金を組成するために受け取った手数料</u> <u>(3) アレンジャーがローン・パッケージのいかなる部分も自己では保有しない場合、又は、他の参加者と同様のリスクに対して同一の実効金利でローン・パッケージの一部を保有する場合において、受け取るローン・シンジケーション手数料</u>	
<u>57-9. 実効金利法を適用する際、実効金利の計算に含まれた手数料、授受されたポイント、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントについて、金融資産の予想存続期間にわたって配分する。しかし、手数料、授受されたポイント、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが、金融資産の予想存続期間よりも短い期間に関連したものである場合には、その期間を用いる。</u>	(新 設)
<u>57-10. 本実務指針第 57-3 項にかかわらず、次の 2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができる。</u> <u>(1) 特定の役務に対応する手数料であることが明確である。</u> <u>(2) 対応する役務に照らして、設定された手数料の水準は不合理ではない。</u>	(新 設)
<u>57-11. 信用調整後の実効金利とは、金融資産の予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローについて、購入又は組成</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>した信用減損債権の帳簿価額まで割り引く率をいう。</u>	
57-12. <u>信用調整後の実効金利を算定する際、金融資産のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）及び予想信用損失を考慮して、期待キャッシュ・フローの見積りを行う。</u> <u>信用調整後の実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。</u>	(新 設)
有価証券 有価証券の範囲 58. (略) また、金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととする。これには、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。）<u>及び貸付金代替性私募債</u>が該当する。ただし、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合（第100項(2)参照）など、有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととな	有価証券 有価証券の範囲 58. (略) また、金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととする。これには、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。）が該当する。ただし、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合（第100項(2)参照）など、有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととなる。

改正後	改正前
る。 本実務指針で「有価証券」という場合、特に断りがない限り、有価証券として取り扱うものを含み、有価証券として取り扱わないものを含まない。	本実務指針で「有価証券」という場合、特に断りがない限り、有価証券として取り扱うものを含み、有価証券として取り扱わないものを含まない。
満期保有目的の債券 満期保有目的の債券の会計処理 (償却原価の算定) 70. 金融商品会計基準第 16 項では、満期保有目的の債券について「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。」としている。満期保有目的の債券に対する償却原価法の適用にあたっては、原則として実効金利法によることとする。ただし、継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における利息法又は金利差額調整法における定額法によることができる〔設例 4〕。	満期保有目的の債券 満期保有目的の債券の会計処理 (償却原価の算定) 70. 金融商品会計基準第 16 項では、満期保有目的の債券は、「債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされている。取得価額と債券金額との差額（以下「取得差額」という。）が発生する要因には、クーポンレートと取得時の市場利子率との調整に基づくものと債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因があるが、償却原価法の対象となるのは、取得差額が金利の調整部分（以下「金利調整差額」という。）により生じた場合に限定される。 償却原価法は、有価証券利息をその利息期間（受渡日から償還日まで）にわたって期間配分する方法であり、以下の利息法と定額法の 2 つの方法がある。原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用す

改正後	改正前
	ることができる〔設例４〕。 (1) <u>利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利子率」という。）となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を帳簿価額に加減する。</u> (2) <u>定額法とは、債券の金利調整差額を取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。</u>
(<u>売却損益</u>の算定) 71. 第 83 項のただし書きに該当する事由により、満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合は、売却価額と売却時の<u>帳簿価額</u>との差額を当期の売却損益に計上する。 なお、抽選償還又は発行者のコール・オプションの行使により期限前償還が行われた場合の償還時の<u>帳簿価額</u>と償還額との差額は、原則として、償還された期の有価証券利息に含める。	(<u>売却原価</u>の算定) 71. 第 83 項のただし書きに該当する事由により、満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合は、売却価額と売却時の<u>償却原価</u>との差額を当期の売却損益に計上する。<u>この場合、償却原価法として利息法を採用しているときの売却原価の算定は先入先出法による。</u> なお、抽選償還又は発行者のコール・オプションの行使により期限前償還が行われた場合の償還時の<u>償却原価</u>と償還額との差額は、原則として、償還された期の有価証券利息に含める。
その他有価証券 その他有価証券の会計処理 (償却原価法の適用)	その他有価証券 その他有価証券の会計処理 (償却原価法の適用)

改正後	改正前
74. その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券にまず<u>金利差額調整法による償却原価法</u>を適用し、取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正として処理する。その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する。 なお、時価が未収利息を反映して算定されている債券に関しては、当該時価評価額から未収利息として計上された金額を控除した後の時価を基礎にして、評価差額を算定する。 <u>金利差額調整法による償却原価法の適用にあたっては、期間配分の方法を原則として利息法によるものとする。ただし、継続適用を条件として、簡便法として定額法によることができる〔設例6〕。</u>	74. その他有価証券のうち、取得差額が金利調整差額と認められる債券にまず償却原価法を適用し、取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正として処理する。その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を評価差額として処理する〔設例6〕。 なお、時価が未収利息を反映して算定されている債券に関しては、当該時価評価額から未収利息として計上された金額を控除した後の時価を基礎にして、評価差額を算定する。
有価証券の減損処理 時価のある有価証券の減損処理 91. 売買目的有価証券及び満期保有目的の債券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。本実務指針第92項において同じ。）のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しなければならない（金融商品会計基準第20項）。なお、その他有価証券については、期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を	有価証券の減損処理 時価のある有価証券の減損処理 91. 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。本実務指針第92項において同じ。）のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しなければならない（金融商品会計基準第20項）。なお、その他有価証券については、期末日の時価により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正し、以後、当該修正後の取得原

改正後	改正前
修正し、以後、当該修正後の取得原価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。 (略)	価と毎期末の時価とを比較して評価差額を算定することになる。 (略)
有価証券の未収配当金・利息等 95. <u>実効金利法が適用される債券以外の債券に係る債券利息は、その利息計算期間（約定日からではなく、受渡日から起算される。）に応じて算定し、当該事業年度に属する利息額を計上する。したがって、期末日に利払日が到来していない分に対応する当期の利息額は、未収利息として計上しなければならない。</u> <u>なお、第 120 項(2)①から④のいずれかに該当する場合、未収利息については不計上とする。</u>	有価証券の未収配当金・利息等 95. 債券利息は、その利息計算期間（約定日からではなく、受渡日から起算される。）に応じて算定し、当該事業年度に属する利息額を計上する。したがって、期末日に利払日が到来していない分に対応する当期の利息額は、未収利息として計上しなければならない。なお、<u>債権の未収利息の不計上の判定と処理に係る取扱い（第 119 項参照）は、債券の未収利息についても適用する。</u>
債 権 債権の会計処理 <u>償却原価の算定</u> 105. <u>金融商品会計基準第 14 項では、「貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」としている。</u> <u>貸付金及び重要な金融要素を含む債権に対する償却原価法の適用にあたっては、実効金利法によることとする。</u>	債 権 (新 設)
105-2. <u>組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることがで</u>	(新 設)

改正後	改正前
きる。 <u>この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる。</u>	
105-3. <u>購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生</u> <u>の認識時に信用減損していないものについては、第 105 項にかかわらず、償却原価法の適用に際して、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法によることができる。</u>	(新 設)
購入又は組成した信用減損債権の償却原価法 105-4. <u>金融商品会計基準第 26-4 項では、「信用減損金融資産のうち、購入又は組成した信用減損債権については、本会計基準の他の定めにかかわらず、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって、貸借対照表価額とする。」としている。</u> <u>購入又は組成した信用減損債権に償却原価法を適用する際、実効金利法によることを原則とする〔設例 11〕。ただし、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法</u>による<u>ことができる。なお、この</u>	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法 105. <u>債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下「取得差額」という。）について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利子率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。償却原価法の適用については利息法によることを原則とするが、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。</u> <u>なお、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債</u>

改正後	改正前
<u>場合、当該加減額を受取利息に含めて処理する。</u>	<u>権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積った上で償却原価法を適用する〔設例 11〕。</u>
債権の区分 債権区分の原則法 106. <u>削 除</u>	債権の区分 債権区分の原則法 106. <u>金融商品会計基準第 27 項では、貸倒見積高の算定に当たり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権（未収利息を含む。以下同じ。）を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の 3 つに区分することとしている。この区分において、銀行等金融機関の資産の自己査定における債権区分とある程度整合性をもたせることは合理的であるが、一般事業会社がすべての取引先の財務状況を把握することは困難であるため債権区分を厳密に行うことは難しく、また、その必要度が低い場合も多いことから、必ずしも厳密な対応関係をもたせる必要はない。ただし、銀行等金融機関の関係会社でなくても、貸金業（一般事業会社の連結又は持分法適用の子会社又は関連会社を含む。）においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求されるため、ある程度厳密な債権区分を行わなければならない。</u>
債権区分の簡便法 107. <u>削 除</u>	債権区分の簡便法 107. <u>一般事業会社においては、すべての債務者について、業況の把握及び財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多い。この場合、原則的な区分方法に代えて、例えば、</u>

改正後	改正前
	<u>債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる。</u>
関係会社債権の区分 108. <u>削 除</u>	関係会社債権の区分 108. <u>一般事業会社の連結子会社並びに持分法適用の子会社及び関連会社については、まず当該会社が保有する債権を第 106 項の分類に基づき区分して本実務指針に基づく貸倒見積高の算定をした上で、債務者の財務状況の把握と債務弁済能力の検討を行い、当該子会社又は関連会社に対する債権の区分の判定を行う。</u>
一般債権 一般債権の定義 109. <u>削 除</u>	一般債権 一般債権の定義 109. <u>一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう（金融商品会計基準第 27 項(1)）。</u> <u>具体的には、貸倒懸念債権及び破産更生債権等以外の債権として区分されることとなる。なお、重要な債務者については、債務の弁済について問題となる兆候が見られる場合はもちろん、それ以外の場合でも一定期間ごとに業況及び財務内容を調査した上で、債務弁済能力を検討することが必要である。</u>
一般債権の貸倒見積高の算定 （貸倒実績率法） 110. <u>削 除</u>	一般債権の貸倒見積高の算定 （貸倒実績率法） 110. <u>金融商品会計基準第 28 項(1)では、一般債権について、債権</u>

改正後	改正前
	全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することとしている（以下「貸倒実績率法」という。）。 債権を同種・同類の債権に区分する場合、同種とは売掛金・受取手形・貸付金・未収金等の別における同一のものをいい、また、同類とは同種よりもより大きな区分、すなわち、営業債権と営業外債権の別における同一のもののほか、短期と長期の期間別区分をいう。 債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率とは、一般債権においても個々の債権が有する信用リスクの程度には差があるため、与信管理目的で債務者の財政状態・経営成績等に基づいて債権の信用リスクのランク付け（内部格付け）が行われている場合に、当該信用リスクのランクごとに区分して過去の実績から算出した貸倒実績率をいう。 貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定するが、貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間（以下「算定期間」という。）は、一般には、債権の平均回収期間が妥当である。ただし、当該期間が1年を下回る場合には、1年とする。なお、当期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定するにあたっては、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値による〔設例

改正後	改正前
(その他の方法) 111. <u>削 除</u>	<u>12]</u>。 (その他の方法) 111. <u>企業の保有する一般債権の信用リスクが每期同程度であれば、将来発生する損失の見積りにあたって過去の貸倒実績率を用いることが最も適切であるが、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、企業の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正することが必要である。</u> <u>また、企業が新規業態に進出した場合等、過去の貸倒実績率を用いることができない場合又は適切でない場合には、同業他社の引当率や経営上用いている合理的な貸倒見積高を採用することが必要となることもある。</u>
貸倒懸念債権 貸倒懸念債権の定義 112. <u>削 除</u>	貸倒懸念債権 貸倒懸念債権の定義 112. <u>貸倒懸念債権とは、経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう（金融商品会計基準第 27 項(2)）。</u> <u>債務の弁済に重大な問題が生じているとは、現に債務の弁済がおおむね 1 年以上延滞している場合のほか、弁済期間の延長又は弁済の一時棚上げ及び元金又は利息の一部を免除するなど債務者に対し弁済条件の大幅な緩和を行っている場合が含まれる。</u>

改正後	改正前
	<u>債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いとは、業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高いことをいう。財務内容に問題があるとは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む。</u>
貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定 (貸倒見積高の算定方法の概要) 113. <u>削 除</u>	貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定 (貸倒見積高の算定方法の概要) 113. <u>貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定することとされている（金融商品会計基準第 28 項(2)）。</u> <u>(1) 担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法（以下「財務内容評価法」という。）</u> <u>(2) 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取</u>

改正後	改正前
	<u>得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）</u>
（財務内容評価法） 114. <u>削 除</u>	（財務内容評価法） 114. <u>財務内容評価法を採用する場合には、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。債務者の支払能力は、債務者の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、銀行等金融機関及び親会社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に係りのある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断される。一般事業会社においては、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあり、例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降において、每期見直す等の簡便法を採用することも考えられる。ただし、個別に重要性の高い貸倒懸念債権については、可能な限り資料を入手し、評価時点における回収可能額の最善の見積りを行うことが必要である。</u> <u>担保には、預金及び市場性のある有価証券など信用度、流通性の高い優良な担保をはじめ、不動産、財団等処分に時間を要するものまで様々あるが、担保の処分見込額を求めるにあたっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担</u>

改正後	改正前
	<u>保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する必要がある。なお、簡便法として、担保の種類ごとに信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮した一定割合の掛目を適用する方法が認められる。</u> <u>保証による回収見込額を求めるにあたっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、個人にあっては保証意思の確認、法人にあっては保証契約など保証履行の確実性について検討する必要がある。</u> <u>担保の処分見込額及び保証による回収見込額については、定期的に担保の評価や保証人の資産状況等について見直しを行う必要がある。</u> <u>なお、清算配当等により回収が可能と認められる金額については、担保の処分見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。清算配当等により回収が可能と認められる金額とは、債務者の資産内容、他の債権者に対する担保の差入状況を正確に把握して当該債務者の清算貸借対照表を作成し、それに基づく清算配当等の合理的な見積りが可能である場合における、当該清算配当見積額をいう。</u>
(キャッシュ・フロー見積法) 115. <u>削 除</u>	(キャッシュ・フロー見積法) 115. <u>キャッシュ・フロー見積法を採用する場合に、債権の元利回収に係る契約上の将来キャッシュ・フローが予定どおり入金されないおそれがあるときは、支払条件の緩和が行われていれ</u>

改正後	改正前
	<u>ば、それに基づく将来キャッシュ・フローを用い、それが行われていなければ、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上で、それを債権の発生当初の約定利子率又は取得当初の実効利子率で割り引く。</u> <u>将来キャッシュ・フローの見積りは、少なくとも各期末に更新し、貸倒見積高を洗い替える。割引効果の時間の経過による実現分のうち貸倒見積高の減額分は、原則として、受取利息に含めて処理する。ただし、それを受取利息に含めないで貸倒引当金戻入額として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益に計上することもできる〔設例 13〕。</u>
破産更生債権等 破産更生債権等の定義 116. <u>削 除</u>	破産更生債権等 破産更生債権等の定義 116. <u>破産更生債権等とは、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう（金融商品会計基準第 27 項(3)）。</u> <u>経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由が生じている債務者である。</u> <u>実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態</u>

改正後	改正前
	<u>にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者である。</u>
破産更生債権等の貸倒見積高の算定 (財務内容評価法) 117. <u>削 除</u>	破産更生債権等の貸倒見積高の算定 (財務内容評価法) 117. <u>金融商品会計基準第 28 項(3)では、破産更生債権等について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とすることとしている(財務内容評価法)。</u> <u>清算配当等により回収が可能と認められる金額は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額と同様に債権額から減額することができる。清算配当等により回収が可能と認められる金額とは、清算人等から清算配当等として通知を受けた金額のほか、債務者の資産内容、他の債権者に対する担保の差入状況を正確に把握して当該債務者の清算貸借対照表を作成し、それに基づく清算配当等の合理的な見積りが可能である場合における当該清算配当見積額を含む。</u> <u>なお、担保及び保証の取扱いについては、貸倒懸念債権における当該取扱いに準ずる。</u>
劣後債権等 劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額の算定 118. 保有する貸付金を消滅の認識要件を満たして特別目的会社に譲渡するとともに、その対価の一部として特別目的会社の発	劣後債権等 劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額及び貸倒見積高の算定 118. <u>劣後債権、劣後受益権及び資産担保型証券等債権の内容が特殊なものは、特定の条件下において通常の債権を上回る高い信</u>

改正後	改正前
行する劣後債権を保有する場合、当該劣後債権は、貸付金の消滅時に譲渡人に残存する部分に該当し、他に新たに発生した資産又は負債がなければ、貸付金の譲渡に伴う入金額が譲渡金額となる。その際、貸付金の消滅直前の帳簿価額を譲渡し消滅した部分の時価と劣後債権の時価の比率で按分し、譲渡部分に配分された金額が譲渡原価となる（第 37 項参照）〔設例 14〕。貸付金の帳簿価額は、<u>残存部分に配分された金額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した後の金額である（第 57 項(4) 参照）。</u> <u>また、劣後受益権及び資産担保型証券等の残存部分に係る帳簿価額についても、劣後債権と同様に、時価の比率で按分して算定する。</u>	<u>用リスクを生じるため、劣後債権等の債務者の財政状態及び経営成績にかかわらず、その発生し得る損失見積額に基づいて貸倒見積高を算定する。</u> <u>例えば、保有する貸付金を消滅の認識要件を満たして特別目的会社に譲渡するとともに、その対価の一部として特別目的会社の発行する劣後債権を保有する場合、当該劣後債権は、貸付金の消滅時に譲渡人に残存する部分に該当し、他に新たに発生した資産又は負債がなければ、貸付金の譲渡に伴う入金額が譲渡金額となり、貸付金の消滅直前の帳簿価額を譲渡し消滅した部分の時価と劣後債権の時価の比率で按分した結果、譲渡部分に配分された金額が譲渡原価となる（第 37 項参照）。ただし、貸付金の帳簿価額は、<u>貸付額から貸倒引当金を控除した後の金額である（第 57 項(4) 参照）。</u></u> <u>以上により帳簿価額を時価の比率で按分した結果、残存部分に配分された金額が劣後債権の帳簿価額となり、期末時に、残存部分について見積られた回収可能見込額が帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する貸倒見積高とする〔設例 14〕。</u>
信用減損金融資産の受取利息 119. <u>信用減損金融資産に関しては、次のとおり受取利息を算定する。</u>	債権の未収利息 <u>不計上の判定と処理</u> 119. <u>金融商品会計基準（注 9）では、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破</u>

改正後	改正前
<u>(1) 購入又は組成した信用減損債権については、債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。ただし、第105-4 項に定める期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法を適用する場合にはこの限りではない。</u> <u>(2) 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利（第105-2 項を適用している場合は約定金利（又は約定金利相当の率））を適用して算定する。</u>	<u>産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。</u> <u>未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6 か月から1 年程度が妥当と考えられる。</u> <u>また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする。</u> <u>未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならない。この処理方法としては次のいずれかによる。</u> <u>(1) 原則法</u> <u>当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理する。</u> <u>(2) 簡便法</u> <u>多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することが</u>

改正後	改正前
119-2. 前項(2)に従い受取利息を算定する場合において、その後の信用リスクの低下によって当該金融資産が信用減損金融資産ではなくなり、かつ、その信用リスクの低下が前項(2)が適用された後に発生した事象（借手の信用格付の改善など）により客観的に関連付けることができる場合には、（予想信用損失を控除せず）償却原価に実効金利を適用して受取利息を算定する。	<u>できる。</u> （新 設）
120. 第 119 項(2)にかかわらず、次のすべてを満たす場合には、信用減損金融資産に係る受取利息については不計上とすることができる。 (1) 第 105-2 項の定めにより実効金利法を適用するに際して約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる場合 (2) 次のいずれかに該当する場合 ① 債務者から契約上の利払日を相当期間（債務者の状況等に応じて 6 か月から 1 年程度）経過しても利息の支払を受けていない場合 ② 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権に該当する場合 ③ 利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長する場合	<u>一部入金処理</u> 120. <u>未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払であることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理する。</u>

改正後	改正前
④ <u>利息の支払を契約どおりに受けられないため利息を元本に加算することとした場合</u>	
120-2. <u>前項を適用する場合、既に受取利息に計上した未入金額について損失として処理し、原則として貸倒引当金の目的使用として会計処理する。ただし、多数の債権を有し、継続的に信用減損債権が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な場合、受取利息からの控除として会計処理することができる。</u>	(新 設)
120-3. <u>第 120 項を適用する場合、受取利息を不計上とした後の入金に関して、不計上とした利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含める。</u>	(新 設)
再計上の要件 121. <u>削 除</u>	再計上の要件 121. <u>いったん未収利息を不計上とした債権は、実質的に元利の回収可能性が回復したと認められることとなった時点で、未収利息を計上する債権に戻す。具体的には、次のすべての条件を満たすことが必要である。</u> ① <u>債権が一般債権に区分される条件を満たしていること。</u> ② <u>債権が元利とも原契約の条件で延滞を解消していること。</u> <u>したがって、元本又は利息の受取の条件を緩和したことにより延滞を形式的に解消しただけでは、この条件を満たしたこと</u>

改正後	改正前
	にはならない。ただし、債権元本の一部放棄等により貸倒損失を認識し、又は原契約を変更して金利を減免し、かつ、残債権が元利とも回収可能性に懸念のない状態になった場合には、それ以後に発生する利息を未収利息として計上する。
貸倒引当金の会計処理 貸倒見積高の引当方法 122. <u>削 除</u>	貸倒引当金の会計処理 貸倒見積高の引当方法 122. <u>債権の貸倒見積高を算出する方法には、個々の債権ごとに見積る方法（以下「個別引当法」という。）と債権をまとめて過去の貸倒実績率により見積る方法（以下「総括引当法」という。）とがあるが、貸倒引当金の繰入れ及び取崩しの処理は、引当の対象となった債権の区分ごとに行わなければならない。</u>
直接減額による取崩し 123. <u>削 除</u>	直接減額による取崩し 123. <u>債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取り崩し、当期貸倒損失額と相殺しなければならない。</u> <u>なお、この場合に、当該債権に係る前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合、当該不足額をそれぞれの債権の性格により原則として営業費用又は営業外費用に計上する。</u>
直接減額後の回収 124. <u>削 除</u>	直接減額後の回収 124. <u>貸倒見積高を債権から直接減額した後に、残存する帳簿価額を上回る回収があった場合には、原則として営業外収益として</u>

改正後	改正前
繰入額と取崩額の相殺表示 125. <u>削 除</u>	<u>当該期間に認識する。</u> 繰入額と取崩額の相殺表示 125. <u>当事業年度末における貸倒引当金のうち直接償却により債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩さなければならない。ただし、当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合にはその差額を繰入額算定の基礎となった対象債権の割合等合理的な按分基準によって営業費用（対象債権が営業上の取引に基づく債権である場合）又は営業外費用（対象債権が営業外の取引に基づく債権である場合）に計上するものとする。また、取崩額の方が大きい場合には、企業会計基準第 24 号第 55 項に従って、原則として営業費用又は営業外費用から控除するか営業外収益として当該期間に認識する。</u>
金銭債務 126. 金融商品会計基準第 26 項では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務について、時価評価は行わないものとし、原則として、債務額をもって貸借対照表価額とするものとしている。ただし、負債に計上された社債等について、「社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって、貸借対照表価額としなければならない。」としている。 <u>償却原価法の適用にあたっては、金融負債を債務額と異なる</u>	金銭債務 126. 金融商品会計基準第 26 項では、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務について、時価評価は行わないものとし、原則として、債務額をもって貸借対照表価額とするものとしている。ただし、負債に計上された社債等について、「社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。」としている。<u>すなわち、資産に計上された債券の処理</u>

改正後	改正前
金額で計上した場合において、収入差額が金利調整差額と認められるときには金利差額調整法によることとする。また、期間配分の方法としては原則として利息法によることとする。ただし、継続適用を条件として、簡便法として定額法によることができる。	<u>方法である償却原価法の処理は、負債に計上された社債等にも適用される。</u>
その他の金融資産及び金融負債 売上債権等に含まれる金利部分の会計処理 130. <u>削 除</u>	その他の金融資産及び金融負債 売上債権等に含まれる金利部分の会計処理 130. <u>売上債権（受取手形を含む。）等に重要な金利部分が含まれている場合、当該債権を取得したときにその時価（現在価値）で計上し、決済期日までの期間にわたって償却原価法（利息法又は定額法）により金利部分を各期の純損益に配分する〔設例16〕。</u>
利息の支払時期又は支払額が不規則な借入金、社債等の会計処理 131. 利息の支払時期又は支払額が不規則な借入金、社債等については、元本と利息の合計額の将来キャッシュ・フローの現在価値が調達価額に一致するような割引率に基づいて、債権者への支払額を元本と利息とに区分する。	利息の支払時期又は支払額が不規則な貸付金、借入金、社債等の会計処理 131. 利息の支払時期又は支払額が不規則な <u>貸付金</u> 、借入金、社債等については、 <u>第105項の取得した債権の処理に準じて</u> 、元本と利息の合計額の将来キャッシュ・フローの現在価値が <u>取得価額又は調達価額に一致するような割引率（実効利子率）</u> に基づいて、 <u>債務者からの入金額又は債権者への支払額</u> を元本と利息とに区分する。
ゴルフ会員権等の会計処理 135. 施設利用権を化体した株式及び預託保証金であるゴルフ会	ゴルフ会員権等の会計処理 135. 施設利用権を化体した株式及び預託保証金であるゴルフ会

改正後	改正前
員権等は、取得価額をもって計上する。それらに市場価格があるものについて著しい市場価格の下落が生じた場合、又は市場価格がないものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理を行う。 また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には、<u>予想信用損失に基づかず、回収可能見込額に基づいて債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。</u>	員権等は、取得価額をもって計上する。それらに市場価格があるものについて著しい市場価格の下落が生じた場合、又は市場価格がないものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理を行う。また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。
金融保証契約及び保証料に関する発行者側の会計処理 137. <u>金融保証契約の保証料は、契約期間にわたり収益に認識する。</u> <u>金融商品会計基準第26-2項の適用にあたり、(1) 予想信用損失の金額と(2) 発生時の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる。</u>	債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理 137. <u>債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。</u> <u>金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上するが、その後の時価評価は行わず、本実務指針第 45 項に従って処理する。</u>
137-2. <u>前項にかかわらず、金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上し、その後の時価評価は行わず、本実務指針第 45</u>	(新 設) [参考：本実務指針第 137 項第 2 段落]

改正後	改正前
項に従って処理する。	金融商品会計基準により金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる保証債務は、発生時の時価をもって計上するが、その後の時価評価は行わず、本実務指針第 45 項に従って処理する。
当座貸越契約及び貸出コミットメントの開示方法並びにコミットメント・フィーの授受に関する会計処理 139. <u>削 除</u>	当座貸越契約及び貸出コミットメントの開示方法並びにコミットメント・フィーの授受に関する会計処理 139. <u>当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。</u> <u>コミットメント・フィーは、期末には発生主義に基づき、当期に対応する部分を受取手数料又は支払手数料として収益又は費用に計上する。</u>
適 用 <u>適 用</u> 195-21. 2026 年 <u>6 月</u>改正の本実務指針（以下「2026 年 <u>6 月</u>改正実務指針」という。）の適用時期は、2026 年 <u>6 月</u>に改正された金融商品会計基準の適用時期と同様とする。	適 用 <u>適 用</u> 195-21. 2026 年改正の本実務指針（以下「2026 年改正実務指針」という。）の適用時期は、2026 年に改正された金融商品会計基準の適用時期と同様とする。
195-22. 2026 年 10 月改正の本実務指針（以下「2026 年 10 月改正実務指針」という。）の適用時期は、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準（以下「2026 年 10 月改正金融商品会計基準」	（新 設）

改正後	改正前
という。)の適用時期と同様とする。	
適用初年度の経過措置 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識 196-2. 2026 年 6 月改正実務指針の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、2026 年 6 月改正実務指針の適用後においても継続し、2026 年 6 月改正実務指針の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない。	適用初年度の経過措置 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識 196-2. 2026 年改正実務指針の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、2026 年改正実務指針の適用後においても継続し、2026 年改正実務指針の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない。
実効金利 206-2. 2026 年 10 月改正実務指針の適用初年度において、貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券について実効金利法を遡及適用することに過大なコストや労力が必要な場合には、当該資産について、2026 年 10 月改正実務指針の適用初年度の直前の期末における貸倒引当金控除前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることができる。この方法は、該当する貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券ごとに適用することができる。 この場合、適用初年度の期首以降の期間における契約上のキャッシュ・フローに基づいて実効金利を計算し、償却原価法を適用する。ただし、適用初年度の期首までに 2026 年 10 月改正前の本実務指針に従って、(1)回収可能性がほとんどないと判断し貸倒損失額を直接減額した貸付金及び重要な金融要素を	(新 設)

改正後	改正前
含む債権（2026 年 10 月改正前の本実務指針第 123 項）並びに <u>(2)減損処理を行った満期保有目的の債券（2026 年 10 月改正前の金融商品会計基準第 20 項）については、適用初年度の期首以降の予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローに基づいて実効金利を計算し、償却原価法を適用する。</u>	
<u>2026 年 10 月改正実務指針により収益認識会計基準に準じて会計処理することとなる手数料</u> 206-3. 2026 年 10 月改正金融商品会計基準第 44-4 項の適用に際して、2026 年 10 月改正実務指針により収益認識会計基準に準じて会計処理することとなる手数料について、適用初年度の期首より前までに従前の取扱いに従って収益の額を認識している場合、新たな会計方針の遡及適用を要しない。	（新 設）
<u>開 示</u> 206-4. 2026 年 10 月改正実務指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。	（新 設）
議 決 <u>議 決</u> 210-A2. 2026年6月改正実務指針は、第577回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。	議 決 <u>議 決</u> 210-A2. 2026年改正実務指針は、第577回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。
<u>210-A3. 2026 年 10 月改正実務指針は、第 585 回企業会計基準委</u>	（新 設）

改正後	改正前
員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。	
Ⅱ 結論の背景 金融商品の範囲、認識及び消滅 <u>金融商品の範囲</u> 有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの 219-2. 2026 年 10 月改正金融商品会計基準において、貸付金代替性私募債は、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられることから、貸付金代替性私募債を貸付金に含めて取り扱うこととし（金融商品会計基準第 14 項第 2 段落）、有価証券として取り扱わないこととした（本実務指針第 8 項及び第 58 項参照）。	Ⅱ 結論の背景 金融商品の範囲、認識及び消滅 <u>金融商品の範囲</u> 有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの （新 設）
債務保証契約 225. <u>削 除</u>	債務保証契約 225. <u>債務保証契約は、独立した第三者間では通常、債務保証の対価として被保証人から保証人に対して保証料が支払われ、被保証先が債務不履行など一定の要件を満たした場合、保証している企業は保証債務を履行し現金を支払わなければならないから、債務保証契約は金融商品の 1 つである。</u>
クレジット・デリバティブ 226. クレジット・デリバティブとは、当事者が元本として定めた金額（想定元本）について、当該当事者間で取り決めた者の信	クレジット・デリバティブ 226. クレジット・デリバティブとは、当事者が元本として定めた金額（想定元本）について、当該当事者間で取り決めた者の信

改正後	改正前
用状態等を反映する利子率若しくは価格に基づき金銭の支払を相互に約する契約、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払若しくは金融資産の移転を相互に約する契約、又はこれらに類似する契約をいうから、金融商品である。 クレジット・デリバティブには次のようなものがある。 (1)～(3) (略) これらの取引は、保険や保証と類似した経済効果を有する。しかし、クレジット・デリバティブは、保険契約ではないので代位請求権が発生しない。また、履行される債務の内容が、必ずしも主債務ではないこと、代位請求権が発生しないことから保証とはいえない。ただし、クレジット・デフォルト・オプションは、特約で実質的な求償債権が付いたものもある。	用状態等を反映する利子率若しくは価格に基づき金銭の支払を相互に約する契約、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払若しくは金融資産の移転を相互に約する契約、又はこれらに類似する契約をいうから、金融商品である。 クレジット・デリバティブには次のようなものがある。 (1)～(3) (略) これらの取引は、保険や保証と類似した経済効果を有する。しかし、クレジット・デリバティブは、保険契約ではないので代位請求権が発生しない。また、履行される債務の内容が、必ずしも主債務ではないこと、代位請求権が発生しないことから保証とはいえない。ただし、クレジット・デフォルト・オプションは、特約で実質的な求償債権が付いたものもある。 <u>また、特定の利子率、有価証券の価格、現物商品の価格、信用格付け、外国為替相場、価格・金利の指数等の変動に対応して支払が生じる金融保証契約は、クレジット・デリバティブの一種と考えられる。</u>
貸出コミットメント等 229. 貸手である金融機関等の貸出コミットメント等は、借手にとって将来における借入実行可能な<u>信用</u>枠である。貸出コミットメント等は、借手が借入実行の通知をしたとき又は現金を受領したときに金額が確定し金銭消費貸借契約が成立する。この場	当座貸越契約及び貸出コミットメント 229. 貸手である金融機関等の<u>当座貸越契約</u>（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、借手にとって将来における借入実行可能な<u>与信</u>枠である。<u>当座貸越契約及び貸出コミットメント</u>は、借手が借入実行の通知をしたとき又は現金を受領

改正後	改正前
合、借入実行通知時又は借入実行時における変動金利が適用される通常の契約では、貸出コミットメント等に市場リスクはない。 しかし、貸手の信用リスク管理上、与信として扱われるほか、これらの契約は貸手の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性があるため、金融商品会計基準の対象であるとした。 また、信販会社、クレジット会社、消費者金融会社などにおけるカードローンやクレジットカードに附帯するキャッシングは、顧客に付与した限度額の範囲内で現金が自由に引き出される可能性があり、その実質的な内容は銀行における当座貸越契約と変わるところがないものと考えられるため、「これらに準ずる契約」に該当すると考えられる。 加えて、2026 年 10 月改正実務指針の審議において、クレジットカードの信用枠（ショッピング可能枠を含む。）の取扱いについて検討が行われた。クレジットカードの信用枠は顧客に付与した限度額の範囲内で自由に使用され、その結果として顧客に対する債権が生じることとなること及びクレジットカードの信用枠は国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）においてはローン・コミットメントとして取り扱われていることを踏まえると、「これらに準ずる契約」に該当すると考えられる。 貸出コミットメントの売買も諸外国では行われている。この	したときに金額が確定し金銭消費貸借契約が成立する。この場合、借入実行通知時又は借入実行時における変動金利が適用される通常の契約では、<u>当座貸越契約及び貸出コミットメント</u>に市場リスクはない。 しかし、貸手の信用リスク管理上、与信として扱われるほか、これらの契約は貸手の将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性があるため、金融商品会計基準の対象であるとした。 なお、<u>当座貸越契約においてこれに準ずる契約とは、信販会社、クレジット会社、消費者金融会社などにおけるカードローンやクレジットカードに附帯するキャッシングが該当する。これらについては、顧客に付与した限度額の範囲内で現金が自由に引き出される可能性があり、その実質的な内容は銀行における当座貸越契約と変わるところがないものと考えられるため、これに準ずるものとした。</u> 貸出コミットメントの売買も諸外国では行われている。この場合はデリバティブ取引となる。

改正後	改正前
場合はデリバティブ取引となる。	
229-2. 2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に際して、発行者の貸出コミットメント等については金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記することとした。これに伴い、2026 年 10 月改正実務指針においては、金融商品会計基準と重複する定め の削除を行った。	(新 設)
金融資産の消滅の認識 金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社に対する投資者等である場合 254-2. 2026 年 6 月に改正された金融商品会計基準では、金融商品会計基準（注 4）において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした。当該改正に合わせて、金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社が発行する証券等を保有する場合についての取扱いを定めている本実務指針第 40 項についても検討を行った。 まず本実務指針第 40 項の趣旨を確認すると、同項は、譲渡人が、譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることになる部分については、譲渡はなかったものとするものであると考えられる。ここで、金融商品会計基準（注 4）において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対す	金融資産の消滅の認識 金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社に対する投資者等である場合 254-2. 2026 年に改正された金融商品会計基準では、金融商品会計基準（注 4）において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした。当該改正に合わせて、金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社が発行する証券等を保有する場合についての取扱いを定めている本実務指針第 40 項についても検討を行った。 まず本実務指針第 40 項の趣旨を確認すると、同項は、譲渡人が、譲渡金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることになる部分については、譲渡はなかったものとするものであると考えられる。ここで、金融商品会計基準（注 4）において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うとすると、本実務指針第 40 項にお

改正後	改正前
る投資者と同様に取り扱うとすると、本実務指針第 40 項においても、特別目的会社に対して貸付けを行う融資者を特別目的会社が発行する証券を保有する投資者と同様に取り扱うことが同項の趣旨に沿うと考えられる。 この点、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対するテーマ提案では、2026 年 6 月改正前の本実務指針第 40 項において用いられていた「証券等」に貸付金が含まれるかどうかについて、実務上、解釈にばらつきがあるとの意見が聞かれた。この対応として、2026 年 6 月改正実務指針において、特別目的会社に対する融資者についても特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを明示することとした（本実務指針第 40 項参照）。	いても、特別目的会社に対して貸付けを行う融資者を特別目的会社が発行する証券を保有する投資者と同様に取り扱うことが同項の趣旨に沿うと考えられる。 この点、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対するテーマ提案では、2026 年改正前の本実務指針第 40 項において用いられていた「証券等」に貸付金が含まれるかどうかについて、実務上、解釈にばらつきがあるとの意見が聞かれた。この対応として、2026 年改正実務指針において、特別目的会社に対する融資者についても特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを明示することとした（本実務指針第 40 項参照）。
254-3. 2026 年 6 月に改正された金融商品会計基準における金融商品会計基準（注 4）及び本実務指針第 40 項の改正と整合するように、本実務指針第 35 項の特別目的会社の事業に関する定めについても改正を行った。 なお、本実務指針第 40 項の適用において、「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れ（例えば、証券を完売するまでの借入れ、又は特別目的会社に対する投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）を行う場合」（本実務指針第 35 項④参照）における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であるため、特別目的会社	254-3. 2026年に改正された金融商品会計基準における金融商品会計基準（注 4）及び本実務指針第40項の改正と整合するように、本実務指針第35項の特別目的会社の事業に関する定めについても改正を行った。 なお、本実務指針第40項の適用において、「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れ（例えば、証券を完売するまでの借入れ、又は特別目的会社に対する投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）を行う場合」（本実務指針第35項④参照）における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であるため、特別目的会社

改正後	改正前
社に対する投資者等には該当しないと考えられる。	に対する投資者等には該当しないと考えられる。
金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 <u>金融資産及び金融負債の評価</u> <u>評価額及び評価差額の定義並びに償却原価法の定義</u> 261-2. 2026 年 10 月改正前の本実務指針においては、償却原価法は「金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合」かつ「取得差額が金利の調整部分により生じた場合」に適用が限定されており、金利調整差額に焦点を当てて期間配分するものであった。	金融資産及び金融負債の評価及び会計処理 <u>金融資産及び金融負債の評価</u> (新 設)
261-3. 予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失の算定の対象となる金融資産に関する償却原価の算定は、原則として実効金利法によることとした。一方、審議において実務負担の軽減を求める意見が聞かれたことから、約定金利の使用を認めることとした。また、予想信用損失の算定の対象に含まれない金融資産及び金融負債については、2026 年 10 月改正前の本実務指針における償却原価法を引き続き使用することとした。	(新 設)
261-4. このため、2026 年 10 月改正実務指針においては、償却原価法を(1)IFRS 第 9 号の実効金利法により算定する償却原価法(実効金利法)と(2)2026 年 10 月改正前の本実務指針における償却原価法(金利差額調整法)の 2 つに分けることとした。さらに金利差額調整法については、期間配分の方法として①利息	(新 設)

改正後	改正前
法及び②定額法に分け、金融資産については分類に応じて実効金利法又は金利差額調整法のいずれかを適用する一方、金融負債については金利差額調整法のみを適用することとした。	
実効金利 261-5. 2026 年 10 月改正前の本実務指針においては、償却原価法で用いられる実効利子率の定めが設けられていた。この実効利子率の定めは、計算の対象となる取得差額が金利調整差額に限定されていたため、IFRS 第 9 号の実効金利とは必ずしも同じではないと考えられる。ここで、予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失の算定との整合性を図るため、2026 年 10 月改正実務指針において、IFRS 第 9 号の実効金利に関する定めを取り入れることとした。	(新 設)
261-6. 審議において、貸付金に関する償却原価の算定について、実務上の負担に関する懸念が聞かれた。対応する役務に照らして、設定された手数料の水準が不合理ではないことを前提とした場合、特定の役務に対する手数料であることが明確な場合に手数料を実効金利と区分して取り扱うことは考え方としてはあり得ることから、本実務指針第 57-10 項の 2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることとした。	(新 設)
261-7. 本実務指針第 57-8 項、第 57-10 項又は第 105-2 項により収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料については、会	(新 設)

改正後	改正前
計処理だけでなく開示についても収益認識会計基準に準じる必要があると考えられるため、<u>収益認識会計基準に準じた注記を行うこと</u>となると考えられる。また、<u>収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料のうち未収計上額については、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に準じるものとして予想信用損失を算定することが考えられる。</u>	
<u>有価証券</u> 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券の要件 273. 株式と同様に、債券も本来は価格変動リスクを負っているが、金融商品会計基準では、満期まで所有する意図をもって保有する債券については、満期までの金利の変動による価格変動のリスクにさらされることがないことから、<u>償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額</u>をもって貸借対照表価額とするものとされている。したがって、これは債券の保有に伴うキャッシュ・フローを満期まで保有することによりあらかじめ確定させようとする企業の合理的な投資行動を、時価評価の例外的な取扱いとして認める趣旨である。このため、「満期まで所有する積極的な意思」という主観的な要件だけでなく、「満期まで所有する能力」という外形的な要件も必要であるとして、満期保有目的を厳格に定義するこ	<u>有価証券</u> 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券の要件 273. 株式と同様に、債券も本来は価格変動リスクを負っているが、金融商品会計基準では、満期まで所有する意図をもって保有する債券については、満期までの金利の変動による価格変動のリスクにさらされることがないことから、<u>取得原価</u>をもって貸借対照表価額とするものとされている。したがって、これは債券の保有に伴うキャッシュ・フローを満期まで保有することによりあらかじめ確定させようとする企業の合理的な投資行動を、時価評価の例外的な取扱いとして認める趣旨である。このため、「満期まで所有する積極的な意思」という主観的な要件だけでなく、「満期まで所有する能力」という外形的な要件も必要であるとして、満期保有目的を厳格に定義することとし

改正後	改正前
ととした。なお、「満期まで所有する能力」という要件から、<u>満期保有目的の債券の対象は、信用リスクの低い債券となる</u>と考えられる。 また、安易に満期保有目的の債券に分類することによって時価評価から逃れることを抑止するため、満期保有目的の要件は債券の取得時点に備えていることが必要であり、他の保有目的で取得した債券について、例えば、時価が下落して評価損が発生したことを理由に、満期保有目的の債券へ振り替えることは認められない。	なお、安易に満期保有目的の債券に分類することによって時価評価から逃れることを抑止するため、満期保有目的の要件は債券の取得時点に備えていることが必要であり、他の保有目的で取得した債券について、例えば、時価が下落して評価損が発生したことを理由に、満期保有目的の債券へ振り替えることは認められない。
満期保有目的の債券の会計処理 (償却原価の算定) 274. <u>削 除</u>	満期保有目的の債券の会計処理 (償却原価の算定) 274. <u>債券の取得の際に生じる取得差額の要因としては、クーポンレートと取得時の市場利子率との調整に基づくものが通常であるが、発行後に発行体の信用力の重要な低下により市場価格が下落した債券を購入した場合には、取得差額は金利調整差額以外の部分から構成されることになる。償却原価法においては、債券が予定された期日に債券金額で償還されることが前提とされている点から、本実務指針では、取得差額が金利調整差額から構成されている場合のみ償却原価法を適用できることとした。なお、満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの低い債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成される</u>

改正後	改正前
	<u>ものとみなすことができる。</u> <u>以上のように、取得差額のうち償却原価法の対象とされるのはクーポンレートと市場利子率との調整部分であるから、その適用によって取得価額に加減する金額の性格は有価証券利息にほかならない。したがって、償却原価法の処理方法は、利息の合理的な期間配分を目的とする利息法によることを原則とすべきであるが、当該方法の計算の複雑性を考慮して、継続適用を条件として、簡便法である定額法によることもできることとした。</u>
<u>274-2. 2026 年 10 月改正前の金融商品会計基準においては、満期保有目的の債券は、「債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。」としていた。2026 年 10 月改正金融商品会計基準において、予想信用損失モデルを満期保有目的の債券に適用することに伴い、満期保有目的の債券の貸借対照表価額を「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」（金融商品会計基準第 16 項）と定めた上で、2026 年 10 月改正実務指針において償却原価法の適用を詳細に定めることとした。</u> <u>満期保有目的の債券は予想信用損失モデルの対象であるた</u>	(新 設)

改正後	改正前
め、予想信用損失の算定との整合性の観点から原則として実効金利法によることとした。また、従前から許容されている簡便法である金利差額調整法における利息法及び金利差額調整法における定額法については、実務上の負担を考慮し、継続適用を条件として認めることとした（本実務指針第 70 項参照）。	
（売却原価の算定） 275. 有価証券の評価方法としては、個別法、先入先出法及び平均法のいずれかを適用することが考えられる。このうち、個別法は売却対象銘柄の選定において恣意性が働く可能性を否定できないため、採り得ないものと<u>考えられる。</u>	（売却原価の算定） 275. 有価証券の評価方法としては、個別法、先入先出法及び平均法のいずれかを適用することが考えられる。このうち、個別法は売却対象銘柄の選定において恣意性が働く可能性を否定できないため、採り得ないものと<u>した。</u>したがって、償却原価法を適用するにあたって、定額法を採用する場合には、先入先出法又は平均法のいずれかを採用することになるが、利息法の場合には、その特質から、売却原価の算定方法として平均法では適用が困難なため、先入先出法によることとした。
その他有価証券 276. その他有価証券のうち、金利の調整（クーポンレートと取得時の市場利子率との調整）と認められる取得差額が生じている債券については、利息の合理的な期間配分を目的として償却原価法を適用して有価証券利息の修正を行うこととした。したがって、その他有価証券に係る評価差額の処理方法として、全部純資産直入法と部分純資産直入法のいずれを採用していても、<u>金利差額調整法による償却原価法により有価証券利息の修正</u>	その他有価証券 276. その他有価証券のうち、金利の調整（クーポンレートと取得時の市場利子率との調整）と認められる取得差額が生じている債券については、<u>満期保有目的の債券と同様に、</u>利息の合理的な期間配分を目的として償却原価法を適用して有価証券利息の修正を行うこととした。したがって、その他有価証券に係る評価差額の処理方法として、全部純資産直入法と部分純資産直入法のいずれを採用していても、償却原価法により有価証券利

改正後	改正前
として処理された金利調整差額部分は、当期の純損益に含められることになる。時価のある債券については、取得後も市場利子率の変動等に起因して時価が変動するため、時価と償却原価との差額が評価差額として計上されることになるが、当該評価差額については、企業が採用する全部純資産直入法又は部分純資産直入法のいずれかの方法により処理する。	息の修正として処理された金利調整差額部分は、当期の純損益に含められることになる。時価のある債券については、取得後も市場利子率の変動等に起因して時価が変動するため、時価と償却原価との差額が評価差額として計上されることになるが、当該評価差額については、企業が採用する全部純資産直入法又は部分純資産直入法のいずれかの方法により処理する。
有価証券の減損処理 時価のある有価証券の減損処理 284-2. 2026 年 10 月改正金融商品会計基準において、満期保有目的の債券は予想信用損失モデルの対象となった。これを受けて、時価のある有価証券の減損処理の対象から、満期保有目的の債券を除外した（本実務指針第 91 項参照）。	有価証券の減損処理 時価のある有価証券の減損処理 （新 設）
債 権 債権の会計処理 償却原価の算定 293-2. 2026 年 10 月改正実務指針において、貸付金及び重要な金融要素を含む債権に対する償却原価法の適用については、予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を反映する際に用いられる金利と予想信用損失の算定の対象となる債権の償却原価の算定に用いられる金利が整合的になるように、原則として実効金利法によることとした（第 105 項参照）。また、実効金利に含める手数料等の範囲については、原則として IFRS 第 9	債 権 （新 設）

改正後	改正前
<u>号と同一の範囲とした。</u>	
293-3. 審議において、債権に対する実効金利法の適用に関する実務負担を懸念する意見が聞かれた。このため、実務負担に配慮する観点及び適切な引当水準を確保する観点から検討を行い、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものに関する償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることとした（本実務指針第 105-2 項第 1 段落参照）。この点、重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を収益認識会計基準第 57 項に従って調整する際に用いられる割引率を約定金利相当の率として取り扱うことができると考えられる。また、償却原価の算定において、実効金利に代わり約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる場合、貸付金に関連する手数料については、貸付金から会計単位を切り離した上で、手数料に対応する独立した履行義務を識別し、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとした（本実務指針第 105-2 項第 2 段落参照）。 例えば、契約締結時に履行される諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する場合がある一方、一定期間にわたり履行される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整	（新 設）

改正後	改正前
<u>する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する場合があると考えられる。</u> <u>また、貸付金に関連する手数料のうち、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができると考えられる。この点、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション等の契約条件が手数料の対応する役務の提供期間に重要な影響を及ぼす場合には、原則としてこれらについて考慮して会計処理することが考えられる。</u>	
<u>293-4. 前項のほか、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないものについても、実務負担に配慮する観点及び適切な引当水準を確保する観点から検討を行い、実務上の便宜として、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法によることができることとした（第 105-3 項参照）。</u>	(新 設)
購入又は組成した信用減損債権の償却原価法 <u>294. 2026 年 10 月改正前の本実務指針においては、債務者の信用リスクを反映した債権を債権金額と異なる価額で取得した場合の処理を定めていたが、予想信用損失モデルの導入に伴い、2026 年 10 月改正金融商品会計基準においては、購入又は組成した信用減損債権の定義及び貸借対照表価額の定めを設けることとした。</u>	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法 <u>294. 債権を債権金額と異なる価額で取得した場合において、債権金額と取得原価との差額が金利の調整だけでなく、信用リスクによって生じているときには、信用リスクによる部分を将来キャッシュ・フローの合理的な見積りに反映した上で、見積キャッシュ・フロー合計額と取得原価との差額について実効利率を求め、償却原価法（利息法又は定額法）を適用することとし</u>

改正後	改正前
<u>ここで、予想信用損失の算定と償却原価の算定を整合させるため、2026 年 10 月改正実務指針においては、購入又は組成した信用減損債権の償却原価法の適用に際して、実効金利法によることを原則とした。一方、審議において実効金利法に関する実務上の負担を懸念する意見が聞かれたことから、契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法によることができるとした（本実務指針第 105-4 項参照）。</u> なお、債権のうちトレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱われるため（<u>本実務指針第 269 項参照</u>）、<u>償却原価法及び予想信用損失の定め</u>は適用されない。	<u>た。償却原価法の適用に際して、割引率として実効利子率を用いるのは、一般には、債権の取得価額の決定において、それが取得時の市場利子率をおおむね反映しているものとみなされるからである。</u> なお、債権のうちトレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱われるため（第 269 項参照）、<u>本実務指針の償却原価法及び貸倒見積高の算定は適用されない。</u>
債権の区分 債権区分の原則法 295. <u>削 除</u>	債権の区分 債権区分の原則法 295. <u>金融検査マニュアルにおいては、債務者をまず正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の 5 段階に区分することとしている（債務者区分）。そして当該債務者区分と担保保全の状態に応じて I 分類（非分類）・II 分類・III 分類・IV 分類の 4 段階に債権を分類し、貸倒引当の方法について検査のためのガイドラインを示している。</u>

改正後	改正前
	<u>金融商品会計基準における債権の区分と金融検査マニュアルの債務者区分との対応関係は、一般債権が正常先・要注意先に、貸倒懸念債権が破綻懸念先に、破産更生債権等が実質破綻先・破綻先におおむね相当する。また、金融再生法における要管理債権（3か月以上延滞債権・条件緩和債権）は要注意先に対する債権の一部であることから、一般債権に含まれることになる。</u> <u>しかしながら、一般事業会社では金融機関のような厳格な債権管理が行われていないのが通常であると考えられるため、金融機関の資産の自己査定における債務者区分と厳密に対応させる必要はないこととした。</u>
債権区分の簡便法 296. <u>削 除</u>	債権区分の簡便法 296. <u>一般事業会社における債権管理は、債権の計上月又は弁済期限からの経過期間に応じて債権を区分した年齢調べ表等を用いて行われているのが一般的であり、このような簡便な債権の区分も実務的であり、合理的なものとした。なお、当該簡便な区分による場合、債務者の信用度合いに応じて、例えば、上場会社や一定以上の格付けを得ている会社は一般債権として、あらかじめ上記の区分の対象から除外しておくなどの考慮を行い、機械的な区分が行われないように留意することが必要である。</u>
一般債権	一般債権

改正後	改正前
一般債権の貸倒見積高の算定 (貸倒実績率法) 297. <u>削 除</u>	一般債権の貸倒見積高の算定 (貸倒実績率法) 297. <u>一般債権には、経営状態に全く問題のない債務者に対する債権から、経営状態に軽微な問題はあるが貸倒懸念先には該当しない債務者に対する債権まで、信用リスクの幅広く異なる債権が含まれる。</u> <u>金融商品会計基準第 28 項では、一般債権について、「債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。」こととされている。したがって、一般債権に信用リスクの異なる債権が含まれている場合には、債権全体について1つの引当率で貸倒見積高を算定することが適切ではないため、信用リスクのランク付けを行って、それぞれのリスクに応じた引当を実施することが望ましい。</u> <u>債権の貸倒損失は、債権を計上した後その平均回収期間にわたり発生するものであるため、貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、平均回収期間内に発生した貸倒損失額を分子として算定するものとした。なお、一般事業会社の営業債権の平均回収期間は数か月程度である場合が多いが、このような場合でも、貸倒損失の過去のデータを算定する算定期間は、最低ラインとして1年とした。</u> <u>当期末に保有する債権について適用する貸倒実績率は、任意</u>

改正後	改正前
	の算定期間に係るものを使用することは望ましくない。当期を最終年度とする算定期間に係る貸倒実績率を用いるとともに、各算定期間ごとの変動を平準化するために、当該算定期間を含む2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値によることとした。
(その他の方法) 298. <u>削 除</u>	(その他の方法) 298. <u>金融商品会計基準第28項(1)における貸倒実績率等の「等」には、過去の貸倒実績率の補正（期末日現在に保有する債権の信用リスクが、会社の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合）、新規業態に進出した場合の同業他社の引当率や経営上用いている合理的な貸倒見積高が含まれる。</u>
貸倒懸念債権 貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定 299. <u>削 除</u>	貸倒懸念債権 貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定 299. <u>金融商品会計基準における合理的に見積られた将来キャッシュ・フローとは、債務者の実現可能性の高い将来の事業計画や収支見通しを裏付けとした客観性のあるものをいう。合理的な将来キャッシュ・フローの見積りを行うためには、会社が担当者を置くなどして債権管理を継続的に行うことが前提となる。将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが可能であり、かつ、実際の回収が担保処分によるのではなく、債務者の収益を回収原資とする方針である場合は、財務内容評価法より</u>

改正後	改正前
	<u>もキャッシュ・フロー見積法によることが望ましい。</u> <u>なお、債権の発生又は取得後に将来キャッシュ・フローの見積りを更新した場合において、帳簿価額と比較するための現在価値を算定する際に適用すべき割引率は、債権の発生当初の約定利子率とし、取得した債権の場合には実効利子率とした。これを見積時点の改定約定利子率又は市場利子率としないのは、当該処理が、債権を時価で評価し直すために行われるのではなく、債権の取得価額のうち当初の見積キャッシュ・フローからの減損額を算定することを目的として行われるからである。</u>
劣後債権等 劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額及び貸倒見積高の算定 300. <u>削 除</u>	劣後債権等 劣後債権等の残存部分に係る帳簿価額及び貸倒見積高の算定 300. <u>保有する債権の流動化を促進するために、特別目的会社に譲渡した債権を担保として外部投資家に発行した証券に対する元利金の弁済を優先し、信用補完のために自己が当該特別目的会社から譲渡資産の対価の一部として取得した債権又は債券の回収を劣後させる条件を付していることがある。このような場合、劣後債権等の債務者である特別目的会社の財政状態及び経営成績にかかわらず、自己が保有する劣後債権等の回収リスクに備えた引当を行う必要がある。</u> <u>なお、劣後債権等が時価のある有価証券の場合には、取得後の会計処理は保有目的の区分に応じて行うものとする。</u>
債権の未収利息	債権の未収利息

改正後	改正前
301. <u>削 除</u>	301. <u>未収利息について債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても支払を受けていない場合に、未収利息を不計上とする延滞期間は、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当であるとした。これは、債権には、利払いが毎月のように短期的に発生するものから、年に一度しか行われないものまで様々なものがあるため、その実態に合った未収利息不計上の延滞期間を決定すべきことを明らかにしたものである。</u> <u>未収利息を不計上とした債権について、債務者との間で契約変更が行われている場合に、当該変更契約に基づき入金があったときは、契約に従い受取利息又は元本の入金として処理しなければならない。これに対し、契約変更が行われないまま支払を受けた場合には、入金額の全部又は一部が契約に基づく利息の支払であることが明確であれば、まず利息の入金として処理する必要がある。それ以外の部分又は入金の内訳が不明である場合には、当該部分を元本の入金として処理することとした。</u>
301-2. <u>2026年10月改正前の金融商品会計基準では、「債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。」としていたことを受け、2026年10月改正前の本実務指針では、債権の未収利息について不計上の判定と処理についての定めを設けていた。</u>	(新 設)

改正後	改正前
301-3. 2026 年 10 月改正金融商品会計基準における予想信用損失モデルの導入に伴い、<u>予想信用損失の算定と実効金利の算定との整合性を図るため、信用減損金融資産に関する受取利息の算定について IFRS 第 9 号の定めと同様の定めを設けることとした（本実務指針第 119 項参照）。</u>ここで、購入又は組成した信用減損債権については、発生認識時において信用損失が既に発生しており、当該信用損失が価格に反映されている場合があると考えられ、このような場合に通常の実効金利を適用すると実態より高い金利となることから、<u>予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローを購入又は組成した信用減損債権の帳簿価額まで割り引く率である信用調整後の実効金利を適用して受取利息を算定することとした。</u>	（新 設）
301-4. 審議において、<u>信用減損金融資産に関する受取利息の算定方法を変更した場合には、税務上の取扱いとの関係を含め複雑な管理が必要となることから、実務負担を懸念する意見が聞かれた。</u>この点、利害関係者のコスト及び便益の観点から、<u>信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）に係る受取利息について、一定の要件を満たした場合には不計上とすることができることとした（第 120 項、第 120-2 項及び第 120-3 項参照）。</u>	（新 設）
貸倒引当金の会計処理 302. 削 除	貸倒引当金の会計処理 302. <u>貸倒引当金は、債権の評価勘定として、期末債権について将</u>

改正後	改正前
	来顕在化する損失のうち、期末までにその原因が発生しているものの損失見込額を計上するものである。 貸倒引当金の設定方法には、対象となった債権のグルーピングとの対応関係で個別引当法と総括引当法とがあるが、貸倒引当金の繰入れ、貸倒損失の発生やその後の回収に伴う貸倒引当金の取崩しの処理は、グルーピングした債権とそれに対応する貸倒引当金ごとに行わなければならない。 第 123 項に定める貸倒損失額を対象となる債権額から直接減額処理する要件として、「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」とは、必ずしも契約上の債権の全部又は一部が消滅する場合だけでなく、会社の実質判断によるものを含む。また、債権を売却処分した場合の売却損も貸倒損失額に準じて貸倒引当金の目的使用の対象となる。
302-2. 2026 年 10 月の予想信用損失モデルの導入に伴う金融商品会計基準の改正に伴い、直接減額に関する会計処理及び貸倒引当金繰入額と取崩額の相殺表示に関する定めは予想信用損失適用指針において設けることとした。これに伴い、本実務指針から関連する定めを削除した。	(新 設)
<u>その他の金融資産及び金融負債の会計処理</u> <u>売上債権等に含まれる金利部分の会計処理</u> 306. 削 除	<u>その他の金融資産及び金融負債の会計処理</u> <u>売上債権等に含まれる金利部分の会計処理</u> 306. 延払債権、割賦債権等の売上債権又はその他の金銭債権に金利要素が含まれている場合、1999 年に企業会計審議会が公表し

改正後	改正前
	た「金融商品に係る会計基準」の適用前の会計実務では、金利部分を区分して処理する方法と区分しない処理方法が認められてきた。キャッシュ・フロー概念の導入、債権の流動化の進展に伴い、金利部分を区分して処理することにより、整合性ある会計処理が構築できることになる。例えば、割引手形の割引料は、売手にとって厳密には2つの要素から構成されている。それは当該手形の取得時における満期日までの金利相当額の未経過部分と金利相場の変動部分である。後者は譲渡に伴う損益である。前者は本来、手形取得時に期日までの期間について手形額面額を現在価値に割り引いて計上すべきものであり、そのように処理していれば発生しないものである。したがって、受取手形に含まれる利息相当額に重要性がある場合には、受取手形の発生の認識時に現在価値に割り引いて受取手形を計上する必要がある。 <u>ただし、すべての債権に含まれる利息部分を区分処理することは実務上、煩瑣と考えられるので、重要性があるものについて区分処理を行うこととした。</u>
利息の支払が不規則な借入金、社債等の会計処理 307. 利息の支払が不規則な借入金、社債等は、キャッシュ・フローを操作した結果であり、契約上の利息額を利息として処理することは不適切なので、キャッシュ・フローを内部収益率を用いて現在価値まで割り引く方法により、実質的な利息を計算し	利息の支払が不規則な貸付金、借入金、社債等の会計処理 307. 利息の支払が不規則な<u>貸付金</u>、借入金、社債等は、キャッシュ・フローを操作した結果であり、契約上の利息額を利息として処理することは不適切なので、キャッシュ・フローを内部収益率を用いて現在価値まで割り引く方法により、実質的な利息

改正後	改正前
て処理すべきものとした。	を計算して処理すべきものとした。
任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理 308-3. (略) 要件(2)は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとして設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられる。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価で評価する場合のほか、IFRS第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる。	任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理 308-3. (略) 要件(2)は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとして設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、<u>国際財務報告基準（IFRS）</u>第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる。

改正後	改正前
311-2. <u>削 除</u>	<u>当座貸越契約及び貸出コミットメントの開示方法並びにコミットメント・フィーの授受に関する会計処理</u> 311-2. <u>当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの注記対象となるものには、契約上原則として無条件で取消し可能なもの（例えば、CPバックアップライン等）も含まれる。ただし、支払承諾として貸借対照表に計上されている額は注記の対象からは除かれる。</u> <u>このように、当座貸越契約及び貸出コミットメントは、原則としてすべてのものが注記の対象となるが、一般にはその注記金額の一部しか借手が実行せず、当該金額の全体について貸手に支払義務が生じるものではないことから、財務諸表の読者の誤解を招かないようにするため、金額の注記に加えて、その旨の補足説明（定性情報）を付すことができる。</u> <u>当座貸越契約及び貸出コミットメントの借手においては、将来の借入余力を示すキャッシュ・フロー情報として有用であるところから、その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額を注記するのが望ましい。</u>
<u>ゴルフ会員権等の会計処理</u> 311-3. <u>2026 年 10 月の金融商品会計基準等の改正に際して、敷金やゴルフ会員権について、予想信用損失の算定の適用範囲に含めるかどうか検討を行った。</u>	<u>ゴルフ会員権等の会計処理</u> （新 設）

改正後	改正前
311-4. 前項に記載の金融商品については、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定される金融資産として取り扱われるかが必ずしも定かでないと考えられるため、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、2026 年 10 月改正前の金融商品会計基準等における取扱いを継続することとした。	(新 設)
金融保証契約及び保証料に関する発行者側の会計処理 311-5. 2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に際して、金融保証契約の発行者においては、金融保証契約は、原則として、(1) 予想信用損失の金額及び(2) 発生認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることが定められた（金融商品会計基準第 26-2 項）。これは、金融保証契約に関する負債が二重に計上されることを避けるためである。この会計処理においては、例えば、ある金融保証契約の期末における予想信用損失の金額が 100、発生認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額が 60 である場合、金融保証契約の期末における貸借対照表価額は 100（負債）となる。 審議において、(1) 予想信用損失の金額と (2) 発生認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額の比較を行うことに係る実務負担に関する意見が聞かれたため、両者を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができる	(新 設)

改正後	改正前
<u>とする会計処理について検討が行われた。当該会計処理を行った場合、金融保証契約を締結することにより引き受けたリスクに対応するものとして対価を受領する保証料と予想信用損失とをそれぞれ総額で認識することとなり、その結果、金融保証契約に関する負債が二重に計上されることが課題となる。審議の結果、実務負担の大きさと当該会計処理を認めることによる影響の両方を考慮し、当該会計処理を行うことができることとした（本実務指針第 137 項参照）。当該会計処理を行った場合、例えば、ある金融保証契約の期末における予想信用損失の金額が 100、発生 の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額が 60 である場合、金融保証契約の期末における貸借対照表価額は 100（負債）となり、発生 の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額 60 とは別個に会計処理されることとなる。</u>	
<u>開 示</u> <u>開 示</u> <u>356-2. 企業が本実務指針に従い適用した会計処理について、財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。</u>	（新 設）

改正後	改正前
適 用 <u>2026年6月改正実務指針</u> 適 用 359. 2026 年 <u>6 月</u>の本実務指針の改正は、2026 年 <u>6 月</u>の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年 <u>6 月</u>改正実務指針の適用時期は 2026 年 <u>6 月</u>に改正された金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本実務指針第 195-21 項参照）。	適 用 <u>2026年改正実務指針</u> 適 用 359. 2026 年の本実務指針の改正は、2026 年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年改正実務指針の適用時期は 2026 年に改正された金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本実務指針第 195-21 項参照）。
<u>適用初年度の経過措置</u> 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識 360. 2026年<u>6月</u>の本実務指針の改正は、2026年<u>6月</u>の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026年<u>6月</u>に改正された金融商品会計基準の適用に関する経過措置と同様、2026年<u>6月</u>改正実務指針の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱い、2026年<u>6月</u>改正実務指針の適用後においても継続し、2026年<u>6月</u>改正実務指針の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととした（本実務指針第196-2項参照）。	<u>適用初年度の経過措置</u> 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識 360. 2026年の本実務指針の改正は、2026年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026年に改正された金融商品会計基準の適用に関する経過措置と同様、2026年改正実務指針の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、2026年改正実務指針の適用後においても継続し、2026年改正実務指針の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととした（本実務指針第196-2項参照）。
<u>2026 年 10 月改正実務指針</u> 適 用 361. 2026 年 10 月の本実務指針の改正は、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026 年 10 月改正実	(新 設)

改正後	改正前
<u>務指針の適用時期は2026年10月に改正された金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本実務指針第195-22項参照）。</u>	
<u>適用初年度の経過措置</u> <u>実効金利</u> <u>362. 2026年10月改正実務指針においては、予想信用損失の算定の対象となる金融資産に関する償却原価の算定は、原則として実効金利法によることとした。この場合、2026年10月改正実務指針の適用初年度の期首において、予想信用損失の算定の対象となる金融資産に関する償却原価の算定について、算定に必要な情報を過去に遡って収集し、償却原価を再計算することとなる。この点、審議において、実務上困難な場合がある可能性があると、遡及適用に関する経過措置を求める意見が聞かれた。</u>	(新 設)
<u>363. 審議の結果、2026年10月改正実務指針の適用初年度において、貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券について実効金利法を遡及適用することに過大なコストや労力が必要な場合には、当該資産について、2026年10月改正実務指針の適用初年度の直前の期末における貸倒引当金控除前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることができることとした。また、実効金利法による償却原価法に関する過去のデータの収集が可能な範囲は各社のシステムによって異なると考えられることから、この経過措置は、該</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>当する貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券ごとに適用することができることとした。さらに、この場合における実効金利の計算についてあわせて定めることとした（第 206-2 項参照）。</u>	
<u>2026 年 10 月改正実務指針により収益認識会計基準に準じて会計処理することとなる手数料</u> 364. <u>2026 年 10 月改正実務指針において、実効金利法を適用する金融商品に係る手数料に関する会計処理の定めを改正したことにより、収益認識会計基準に準じて会計処理することとなる範囲が変更となることが考えられる。ここで、過年度に認識されている収益について遡及適用を行う必要性は乏しいと考えられることから、2026 年 10 月改正実務指針により収益認識会計基準に準じて会計処理することとなる手数料について、適用初年度の期首より前までに従前の取扱いに従って収益の額を認識している場合、新たな会計方針の遡及適用を要しないこととした（本実務指針第 206-3 項参照）。</u>	(新 設)
<u>開 示</u> 365. <u>2026 年 10 月改正金融商品会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとされ</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>ている（金融商品会計基準第 44-4 項）。また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととされている（金融商品会計基準第 44-5 項）。</u> <u>このため、2026 年 10 月改正実務指針の適用初年度においても、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（本実務指針第 206-4 項参照）。</u>	

設例 4 満期保有目的の債券の会計処理

1. 前提条件

- (1) X社（3月決算）は、X1年1月1日に既発のA社社債を9,400で取得した。この債券は、満期まで所有する意図をもって保有するものである。~~なお、取得価額と債券金額（額面）との差額（取得差額）は、すべて金利の調整部分（金利調整差額）である。~~
- ①~~(1)~~ 額 面：10,000
- ②~~(2)~~ 満 期：X3年12月31日 （期限前償還条項は付されていない。）
- ③~~(3)~~ クーポン利率：年利6%
- ④~~(4)~~ 利払日：毎年6月末日及び12月末日 年2回
- (2) A社社債には期限前償還条項は付されていないため、X社は、A社社債の予想存続期間は満期までの3年間であると判断している。
- (3) 満期保有目的の債券は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とすることとされているが、簡略化のため本設例において貸倒引当金に関連する会計処理は省略する。

2. 会計処理

- (1) 原則法である実効金利法利息法による場合

実効金利法利息法とは、金融商品の受取利息又は支払利息について、実効金利を用いて複利をもって各期に配分する方法をいう債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額（この合計額が実質的な有価証券利息の総額となる。）を債券の帳簿価額に対し一定率（実効利率）になるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を帳簿価額に加減する（第57-270項(1)参照）。したがって、実効金利法利息法を適用する場合には、まずこの実効金利~~実効利率~~を求める必要がある。

この実効金利~~実効利率~~は、次の算式が成立するような率として求められる。

$$\frac{300}{1+r \times 1/2} + \frac{300}{(1+r \times 1/2)^2} + \cdots + \frac{300}{(1+r \times 1/2)^5} + \frac{10,300}{(1+r \times 1/2)^6} = 9,400$$

この算式を解くと、実効金利~~実効利率~~ $r=8.3\%$ が求められる。

各利払日における利息及び償却原価の計算表は、次のとおりである。

年月日	クーポン 受取額	利息配分額 (注)	金利調整差 額の償却原 価への加算 額	償却原価 (帳簿価 額)
X1/ 1/ 1				9,400
X1/ 6/30	300	390	90	9,490
X1/12/31	300	394	94	9,584
X2/ 6/30	300	398	98	9,682
X2/12/31	300	402	102	9,784
X3/ 6/30	300	406	106	9,890
X3/12/31	300	410	110	10,000
合 計	1,800	2,400	600	

(注) 実効金利 ~~実効利子率~~ 年 8.3%

① X1年 1 月 1 日 (取得日)

満期保有目的債券	9,400	/	現 金	9,400
----------	-------	---	-----	-------

* 取得価額で計上する。

② X1年 3 月 31 日 (決算日)

満期保有目的債券*1	195	/	有価証券利息*12	195
未収収益*2	150			
満期保有目的債券*3	45			

*1 本設例では、クーポンの既経過分を満期保有目的の債券の償却原価に加算して
いるものの、クーポンの既経過分を計上する勘定科目はこれに限らない（以下同
様）。

*12 利息配分額の計算 $390 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 195$

*2 ~~未収収益の計算~~

~~クーポンの既経過分を未収収益として計上する。~~ $300 \times \frac{\cancel{3 \text{ か月}}}{\cancel{6 \text{ か月}}} = 150$

*3 ~~償却額（帳簿価額への加算額）の計算~~

~~利息配分額とクーポンの未収計上額との差額を、金利調整差額（償却額）とし~~
~~て債券の帳簿価額に加算する。~~ $195 - 150 = 45$

③ X1年6月30日（第1回利払日）

現金	300	有価証券利息*1	195
		未収収益	150
満期保有目的債券*2	45	満期保有目的債券*2	105
		有価証券利息*1	195

*1 利息計算期間の6か月分のうち前期決算での利息配分額との差額を計上する。

$$390 - 195 = 195$$

*2 償却原価額（帳簿価額からへの減算加算額）の計算

前期未収利息戻入額と利息配分額との合計額からクーポン受取額から利息配分額を控除した差額を、金利調整差額（償却額）として債券の帳簿価額償却原価に加から減算する。

$$150 + 195 - 300 - 195 = 105$$

④ X1年9月30日（中間決算日）

満期保有目的債券	197	有価証券利息*1	197
未収収益*2	150		
満期保有目的債券*3	47		

*1 利息配分額の計算 $394 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 197$

*2 未収収益の計算

$$\text{クーポンの既経過分を未収収益として計上する。} \quad 300 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 150$$

*3 償却額（帳簿価額への加算額）の計算

利息配分額とクーポンの未収計上額との差額を、金利調整差額（償却額）として債券の帳簿価額に加算する。 $197 - 150 = 47$

以後の各期も同様の会計処理を行う。

⑤ X3年12月31日（満期日）

（最終利払）

現金	300	有価証券利息*1	205
		未収収益	150
満期保有目的債券*2	55	満期保有目的債券*2	95
		有価証券利息*1	205

*1 利息計算期間の6か月分のうち前期決算での利息配分額との差額を計上する。

$$410 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 205$$

*2 償却原価額（帳簿価額からへの減算加算額）の計算

前期未収利息戻入額と利息配分額との合計額からクーポン受取額から利息配分額を控除した差額を、利息調整差額（償却額）として債券の償却原価帳簿価額にから減加算する。

$$150 + 205 - 300 - 205 = 9555$$

（満期償還）

現 金	10,000	／	満期保有目的債券	10,000
-----	--------	---	----------	--------

* 上記より、債券の償却原価帳簿価額は10,000となり、額面による償還を過不足なく会計処理することができる。

(2) 簡便法である金利差額調整法における利息法による場合

金利差額調整法における利息法とは、金融資産については受取利息総額と金利調整差額の合計額を、金融負債については支払利息総額と金利調整差額の合計額を金融資産又は金融負債の償却原価に対し一定率となるように、複利をもって各期に配分する方法をいう（第57-2項(3)参照）。したがって、金利差額調整法における利息法を適用する場合には、まずこの一定率を求める必要がある。

この一定率は、次の算式が成立するような率として求められる。

$$\frac{300}{1 + r \times 1/2} + \frac{300}{(1 + r \times 1/2)^2} + \dots + \frac{300}{(1 + r \times 1/2)^5} + \frac{10,300}{(1 + r \times 1/2)^6} = 9,400$$

この算式を解くと、 $r = 8.3\%$ が求められる。

各利払日における利息及び償却原価の計算表は、次のとおりである。

年月日	クーポン 受取額	利息配分額 (注)	金利調整差 額の償却額	償却原価 (帳簿価 額)
X1/ 1/ 1				9,400
X1/ 6/30	300	390	90	9,490
X1/12/31	300	394	94	9,584
X2/ 6/30	300	398	98	9,682
X2/12/31	300	402	102	9,784
X3/ 6/30	300	406	106	9,890
X3/12/31	300	410	110	10,000
合 計	1,800	2,400	600	

(注) 一定率 年8.3%

① X1年1月1日（取得日）

満期保有目的債券	9,400	／	現金	9,400
----------	-------	---	----	-------

② X1年3月31日（決算日）

未収収益*2	150	／	有価証券利息*1	195
満期保有目的債券*3	45			

*1 利息配分額の計算 $390 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 195$

*2 未収収益の計算

クーポンの既経過分を未収収益として計上する。 $300 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 150$

*3 償却原価への加算額の計算

利息配分額とクーポンの未収計上額との差額を、金利調整差額（償却額）として債券の償却原価に加算する。 $195 - 150 = 45$

③ X1年6月30日（第1回利払日）

現金	300	／	未収収益	150
満期保有目的債券*2	45		有価証券利息*1	195

*1 利息計算期間の6か月分のうち前期決算での利息配分額との差額を計上する。
 $390 - 195 = 195$

*2 償却原価への加算額の計算

前期未収利息戻入額と利息配分額との合計額からクーポン受取額を控除した差額を、金利調整差額（償却額）として債券の償却原価に加算する。

$150 + 195 - 300 = 45$

④ X1年9月30日（中間決算日）

未収収益*2	150	／	有価証券利息*1	197
満期保有目的債券*3	47			

*1 利息配分額の計算 $394 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 197$

*2 未収収益の計算

クーポンの既経過分を未収収益として計上する。 $300 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 150$

*3 償却原価への加算額の計算

利息配分額とクーポンの未収計上額との差額を、金利調整差額（償却額）として債券の償却原価に加算する。 $197 - 150 = 47$

以後の各期も同様の会計処理を行う。

⑤ X3年12月31日（満期日）
（最終利払）

現 金	300	／	未収収益	150
満期保有目的債券*2	55	／	有価証券利息*1	205

*1 利息計算期間の6か月分のうち前期決算での利息配分額との差額を計上する。

$$410 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 205$$

*2 償却原価への加算額の計算

前期未収利息戻入額と利息配分額との合計額からクーポン受取額を控除した差額を、利息調整差額（償却額）として債券の償却原価に加算する。

$$150 + 205 - 300 = 55$$

（満期償還）

現 金	10,000	／	満期保有目的債券	10,000
-----	--------	---	----------	--------

* 上記より、債券の償却原価は10,000となり、額面による償還を過不足なく会計処理することができる。

(3) 簡便法である金利差額調整法における定額法による場合

金利差額調整法における定額法とは、債券の金利調整差額を償還期又は弁済期取得日から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分し、償却原価に加減する方法をいう。当該配分額を帳簿価額に加減する（第57-270項(4)参照）。

したがって、利息法と異なり、償却は利払日に行う必要はなく、期末のみ行えばよい。

① X1年1月1日（取得日）

満期保有目的債券	9,400	／	現 金	9,400
----------	-------	---	-----	-------

② X1年3月31日（決算日）

未収収益*1	150	／	有価証券利息	150
満期保有目的債券*2	50	／	有価証券利息	50

*1 未収収益の計算

$$\text{クーポンの既経過分を未収収益として計上する。} \quad 300 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 150$$

*2 償却原価額（帳簿価額への加算額）の計算

債券の取得差額のうち、当期の月数按分相当額を金利調整差額（償却額）とし

て債券の償却原価帳簿価額に加算する。 $(10,000 - 9,400) \times \frac{3 \text{ か月}}{36 \text{ か月}} = 50$

③ X1年6月30日（第1回利払日）

現金	300	／	未収収益	150
			有価証券利息	150

④ X1年9月30日（中間決算日）

未収収益*1	150	／	有価証券利息	150
満期保有目的債券*2	100	／	有価証券利息	100

*1 未収収益の計算

クーポンの既経過分を未収収益として計上する。 $300 \times \frac{3 \text{ か月}}{6 \text{ か月}} = 150$

*2 償却原価額（帳簿価額への加算額）の計算

債券の取得差額のうち、当中間期の月数按分相当額を金利調整差額（償却額）

として債券の償却原価帳簿価額に加算する。 $(10,000 - 9,400) \times \frac{6 \text{ か月}}{36 \text{ か月}} = 100$

以後の各期も同様の会計処理を行う。

⑤ X3年12月31日（満期日）

（最終利払）

現金	300	／	未収収益	150
			有価証券利息	150
満期保有目的債券*	50	／	有価証券利息	50

* 償却原価額（帳簿価額への加算額）の計算

債券の取得差額のうち、当該期間の月数按分相当額を金利調整差額（償却額）と

して債券の償却原価帳簿価額に加算する。 $(10,000 - 9,400) \times \frac{3 \text{ か月}}{36 \text{ か月}} = 50$

（満期償還）

現金	10,000	／	満期保有目的債券	10,000
----	--------	---	----------	--------

設例6 その他有価証券（債券）の評価及び会計処理

1. 前提条件

- (1) X社は、債券を9,800（額面10,000）で取得し、その他有価証券として分類した。
- (2) 金利差額調整法による償却原価法の適用による決算日の金利調整差額（償却額）：45
- (3) 当該債券の決算日の時価：9,900
- (4) その他有価証券の帳簿価額と時価との差額（評価差額）は一時差異に該当し、税効果会計を適用する。実効税率は40％であり、X社は繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。
- (5) 評価差額の会計処理方法は全部純資産直入法である。
- (6) 有価証券の売買の認識は約定日基準で行うこととされている（第22項参照）が、償却原価法の適用は利息期間（受渡しベース）にわたって行うこととされている（~~第70項参照~~）ため、本設例では、説明の便宜上、有価証券の受渡しベースで会計処理を行っている。
- (7) 本設例では、クーポンの計上に係る仕訳を省略している。

2. 会計処理

① 取得日

その他有価証券	9,800	／	現金	9,800
---------	-------	---	----	-------

* 取得価額で計上する。

② 決算日

その他有価証券	45	／	有価証券利息	45
---------	----	---	--------	----

* その他有価証券のうち金利調整差額が生じている債券については、まず金利差額調整法による償却原価法を適用する（~~第7470項~~参照）。金利差額調整法による償却原価法適用後の帳簿価額（償却原価）は次のとおりである。 $9,800 + 45 = 9,845$

その他有価証券*1	55	／	繰延税金負債*2	22
			その他有価証券評価差額金*3	33

その他有価証券のうち債券については、評価差額は時価と償却原価との差額として算定する。

$$*1 \quad 9,900 - 9,845 = 55$$

$$*2 \quad \text{税効果額部分（繰延税金負債）} \quad 55 \times 40\% = 22$$

$$*3 \quad \text{資本計上額（その他有価証券評価差額金）} \quad 55 - 22 = 33$$

③ 翌年度期首

繰延税金負債	22	／	その他有価証券	55
その他有価証券評価差額金	33			

* その他有価証券の評価差額の計上は洗替処理によるため、決算日に計上した評

価差額33及び繰延税金負債22を振り戻す。ただし、金利差額調整法による償却原価法による金利調整差額の償却額は振り戻さない。

設例 11 購入又は組成した信用減損債権債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と債務者からの入金額の処理

1. 前提条件

- (1) A社は次の債権を取得した。A社はこの債権は購入又は組成した信用減損債権に該当すると判断している。

取得日 : 期首 (X1年4月1日)

債権金額 : 100,000,000

取得価額 : 40,000,000

- (2) この債権について、当該債権の予想存続期間を通じて債務者の信用リスクを反映して見積った~~将来期待~~キャッシュ・インフローは次のとおりである。

X2年3月31日	X3年3月31日	X4年3月31日	X5年3月31日	X6年3月31日
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

2. 会計処理

金融資産の予想存続期間を通じて見積った将来期待キャッシュ・インフローについて、購入又は組成した信用減損債権の帳簿価額まで割り引く率の現在価値が取得価額に一致するような割引率（信用調整後の実効金利~~実効利子率~~）を求める。

$$\frac{10,000,000}{(1+r)} + \frac{10,000,000}{(1+r)^2} + \frac{10,000,000}{(1+r)^3} + \frac{10,000,000}{(1+r)^4} + \frac{10,000,000}{(1+r)^5} = 40,000,000$$

この算式を解くと、信用調整後の実効金利~~実効利子率~~ $r = 7.93\%$ が得られる。

この割引率に基づき、入金額を次のとおり元本と利息に配分する。

	入金額	利 息	元本回収	元本残高
X2年3月31日	10,000,000	3,172,000	6,828,000	33,172,000
X3年3月31日	10,000,000	2,630,540	7,369,460	25,802,540
X4年3月31日	10,000,000	2,046,141	7,953,859	17,848,681
X5年3月31日	10,000,000	1,415,400	8,584,600	9,264,081
X6年3月31日	10,000,000	735,919	9,264,081	0

① X1年4月1日（取得日）

債 権	40,000,000	／	現金預金	40,000,000
-----	------------	---	------	------------

* 債権を取得価額40,000,000で計上する。

② X2年3月31日

現金預金	10,000,000	／	受取利息	3,172,000
			債 権	6,828,000

* 発生する利息は、取得価額40,000,000を元本として、信用調整後の実効金利実効
利率7.93%を乗じた3,172,000となるため、入金額10,000,000との差額
 6,828,000を元本の入金として処理する。

以後の各期も同様の会計処理を行う。

設例 12 一般債権の貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定

削 除

＜ケース 1＞債権の平均回収期間が 3 年の場合

1. 前提条件

- (1) T=5 期から T 期までの、債権の発生、回収及び貸倒れに関するデータは、次のとおりである。

	T=5 期	T=4 期	T=3 期	T=2 期	T=1 期	T 期	当初元本 損失累計
元本期末残高	4,500	3,000	1,500	0			4,500
当期貸倒損失		20	15	10			45
元本期末残高		1,800	1,200	600	0		1,800
当期貸倒損失				7	12		19
元本期末残高			2,100	1,400	700	0	2,100
当期貸倒損失					9	15	24
元本期末残高				2,400	1,600	800	2,400
当期貸倒損失						10	10
元本期末残高					2,700	1,800	2,700
当期貸倒損失							
元本期末残高						3,000	3,000
当期貸倒損失							
合計元本期末残高	4,500	4,800	4,800	4,400	5,000	5,600	
合計当期貸倒損失	0	20	15	17	21	25	

（注 1）債権の平均回収期間は 3 年とする。

（注 2）貸倒損失は、回収年度の 2 年目と 3 年目に発生するものとする。ただし、T=5 期の残高には T=6 期以前に発生した債権が含まれているため、T=4 期においても貸倒損失が発生している。

- (2) 貸倒実績率は、当初債権残高に対する、翌期以降 3 年間（算定年度）の貸倒損失発生累計額の割合とする。
- (3) 当期に適用する貸倒実績率は、過去 3 算定年度に係る貸倒実績率の平均値とする。
- (4) 以上の条件より、貸倒実績率を算定する算定期間の基準となる年度は、T=5 期、T=4 期及び T=3 期とする。

2. 会計処理

- (1) 発生年度ごとの貸倒実績率の平均値による方法

この方法では、当期末に残高のある債権の基準年度元本残高に、当期に適用する

貸倒実績率を乗じて貸倒損失総発生額を見積り、そこから当期発生額を控除して貸倒引当金計上額を算定する。

まず、基準となる各算定期間に係る貸倒実績率を算定する。

・ $T=5$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= 45 / 4,500 = 1.00\%$

・ $T=4$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= 19 / 1,800 = 1.06\%$

・ $T=3$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= 24 / 2,100 = 1.14\%$

上記の3算定期間に係る貸倒実績率の平均値を計算して、 T 期の貸倒見積高の算定に適用する貸倒実績率を算定する。

$(1.00 + 1.06 + 1.14) / 3 = 1.07\%$

当期の貸倒引当金計上額を算定する。

$(2,400 + 2,700 + 3,000) \times 1.07\% = 10 = 76$

貸倒引当金繰入額

76 / 貸倒引当金

76

(2) 合計残高ごとの貸倒実績率の平均による方法

この方法では、当期末に残高のある債権の合計期末残高に、当期に適用する貸倒実績率を乗じて貸倒損失総発生額を見積り、貸倒引当金計上額を算定する。

まず、基準となる各算定期間に係る貸倒実績率を算定する。

・ $T=5$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= (20 + 15 + 17) / 4,500 = 1.16\%$

・ $T=4$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= (15 + 17 + 21) / 4,800 = 1.10\%$

・ $T=3$ 期を基準年度とする貸倒実績率 $= (17 + 21 + 25) / 4,800 = 1.31\%$

上記の3算定期間に係る貸倒実績率の平均値を計算して、 T 期の貸倒見積高の算定に適用する貸倒実績率を算定する。

$(1.16 + 1.10 + 1.31) / 3 = 1.19\%$

当期の貸倒引当金計上額を算定する。

$5,600 \times 1.19\% = 67$

この方法では、ある基準年度に係る貸倒実績率を算定するための貸倒発生額に、翌基準年度に発生した債権に係る貸倒損失額が含まれるため、貸倒実績率が過大に算定されることとなる。例えば、 $T=5$ 期を基準年度とする貸倒実績率を算定するための分子の貸倒発生額のうち、3年目 ($T=2$ 期) の17には、 $T=4$ 期の債権に係る7が含まれている。したがって、厳密な計算を行うためには、分子となる貸倒発生額から基準年度の債権に関連のない貸倒損失を除外する必要がある(ただし、本設例では、これを除外せずに貸倒実績率の算定を行っている。)

貸倒引当金繰入額

67 / 貸倒引当金

67

<ケース2> 債権の平均回収期間が1年未満の場合

1. 前提条件

(1) ~~一般債権である営業債権における過去3期間の貸倒れの発生状況は、次のとおりである。~~

	T-3 期	T-2 期	T-1 期	T 期	当初元本 損失累計
元本期末残高	5,500	0			5,500
当期貸倒損失		20			20
元本期末残高		6,000	0		6,000
当期貸倒損失			10		10
元本期末残高			6,500	0	6,500
当期貸倒損失				30	30
元本期末残高				7,000	7,000
当期貸倒損失					
合計元本期末残高	5,500	6,000	6,500	7,000	
合計当期貸倒損失		20	10	30	

~~(注) 債権の平均回収期間は3か月とする。~~

(2) ~~貸倒実績率は、期首債権残高に対する、翌期1年間（算定期間）の貸倒損失発生
の割合とする。~~

(3) ~~当期に適用する貸倒実績率は、過去3算定年度に係る貸倒実績率の平均値とす
る。~~

(4) ~~以上の条件より、貸倒実績率を算定する算定期間の基準となる年度は、T-3期、
T-2期及びT-1期とする。~~

2. ~~会計処理~~

~~まず、基準となる各算定期間に係る貸倒実績率を算定する。~~

- ~~・ T-3期を基準年度とする貸倒実績率＝20/5,500＝0.36%~~
- ~~・ T-2期を基準年度とする貸倒実績率＝10/6,000＝0.17%~~
- ~~・ T-1期を基準年度とする貸倒実績率＝30/6,500＝0.46%~~

~~上記の3算定期間に係る貸倒実績率の平均値を計算して、T期の貸倒見積高の算定
に適用する貸倒実績率を算定する。~~

~~$$(0.36 + 0.17 + 0.46) \div 3 = 0.33\%$$~~

~~当期の貸倒引当金計上額を算定する。~~

~~$$7,000 \times 0.33\% = 23$$~~

貸倒引当金繰入額	23 / 貸倒引当金	23
----------	------------	----

設例 13 貸倒懸念債権のキャッシュ・フロー見積法に基づく貸倒見積高の算定

削 除

1. 前提条件

A社がB社に対し有する債権金額1,000,000、約定利子率年5%（年1回毎期末後払い）、残存期間5年（期限一括返済）の債権について、X1年3月31日の利払後にB社から条件緩和の申し出があり、A社は、約定利子率を年2%に引き下げることに合意した。

2. 会計処理

	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日	X5年 3月31日	X6年 3月31日 期限	合 計
契約上の将来キャッシュ・フロー＝	50,000	50,000	50,000	50,000	1,050,000	1,250,000
約定利子率5%に基づく現在価値割引率	1.05	$(1.05)^2$	$-(1.05)^3$	$-(1.05)^4$	$-(1.05)^5$	＝
条件緩和後の将来キャッシュ・フローの当初における見積り	20,000	20,000	20,000	20,000	1,020,000	1,100,000

各利払目において予想される条件緩和後の将来キャッシュ・フローの見積りが、条件緩和時と同じである場合における当初約定利子率で割り引いた現在価値

	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日	X5年 3月31日	X6年 3月31日 期限	合 計
X1年3月31日 —(当初見積り)—	19,048	18,141	17,277	16,454	799,197	870,117
X2年3月31日	＝	19,048	18,141	17,277	839,157	893,623
X3年3月31日	＝	＝	19,048	18,141	881,114	918,303
X4年3月31日	＝	＝	＝	19,048	925,170	944,218
X5年3月31日	＝	＝	＝	＝	971,429	971,429

X1年3月31日（条件緩和時）

貸倒引当金繰入額	129,883	／	貸倒引当金	129,883
----------	---------	---	-------	---------

* ~~条件緩和に伴い、債権金額1,000,000と予想される将来キャッシュ・フローを当初約定利子率（5％）で割り引いた現在価値870,117との差額129,883を貸倒引当金に計上する。~~

(1) ~~第1法（時の経過による貸付金の変動額を受取利息として処理する方法）~~

① ~~X2年3月31日~~

現金預金	20,000	／	受取利息	43,506
貸倒引当金	23,506			

* ~~発生する利息は、予想される将来キャッシュ・フローを当初約定利子率（5％）で割り引いた870,117を元本として、当初の約定利子率年5％を乗じた43,506となるため、入金額20,000との差額23,506の貸倒引当金を取り崩す。この結果、貸倒引当金残高は106,377となる。なお、将来キャッシュ・フローの見積りはX1年3月31日と変わらず、当初約定利子率で割り引いた現在価値の合計は893,623であるため、貸倒引当金は債権金額と現在価値額との差額に一致する。~~

~~以後の各期も同様の処理を行う。~~

② ~~X6年3月31日（期限）~~

現金預金	20,000	／	受取利息	48,571
貸倒引当金	28,571			

現金預金	1,000,000	／	債権	1,000,000
------	-----------	---	----	-----------

(2) ~~第2法（時の経過による貸付金の変動額を貸倒引当金戻入益として処理する方法）~~

① ~~X2年3月31日~~

現金預金	20,000	／	受取利息	20,000
貸倒引当金	23,506		貸倒引当金戻入益	23,506

* ~~入金額20,000を受取利息に計上する一方、当初約定利子率で割り引いた現在価値の合計は893,623であるため、X1年3月31日における現在価値合計870,117との差額23,506を貸倒引当金の取崩しとして処理する。~~

~~以後の各期も同様の処理を行う。~~

② ~~X6年3月31日（期限）~~

現金預金	20,000	受取利息	20,000
貸倒引当金	28,571	貸倒引当金戻入益	28,571

現金預金	1,000,000	債権	1,000,000
------	-----------	----	-----------

設例 14 劣後債権の譲渡時の会計処理に対する貸倒見積高

(1) 原貸付債権が一般債権の場合

	帳簿価額	時価
原貸付債権額	1,000,000	970,000
うち譲渡債権額	900,000	900,000
うち保有債権額（注1）	100,000	70,000
原貸付債権貸倒見積額（注2）	0	
期末の回収可能見込額	68,000	

（注1）債権の回収は譲渡分に劣後する旨の特約付き。

（注2）原貸付債権は今期生じたものであり、貸倒引当金は計上されていないものとする。

① 譲渡時

現金	900,000	貸付債権	1,000,000
貸付債権（劣後）*1	72,165		
売却損*2	27,835		

*1 $1,000,000 \times 70,000 / 970,000 = 72,165$

*2 優先部分の譲渡原価 $1,000,000 \times 900,000 / 970,000 = 927,835$

売却損 $900,000 - 927,835 = 27,835$

② 期末時

貸倒引当金繰入額	4,165	貸倒引当金	4,165
----------	-------	-------	-------

* $68,000$ （回収可能見込額） $- 72,165$ （劣後債権の帳簿価額） $= -4,165$ となり、回収可能見込額が劣後債権の帳簿価額を下回っているため、当該下回った金額を貸倒引当金に計上する。

(2) 原貸付債権が貸倒懸念債権の場合

1. 前提条件

	償却原価 帳簿価額	時価
原貸付債権額（注1）	1,000,000	800,000

うち譲渡債権額	700,000	700,000
うち保有債権額（注2）	300,000	100,000
原貸付債権の予想信用損失貸		
倒見積額（注3）	-200,000	
期末の回収可能見込額	120,000	

（注1）簡便化のために、ここでは時価が回収リスクのみを反映したものと考えている。

（注2）債権の回収は譲渡分に劣後する旨の特約付き。

（注3）前期末に貸倒引当金を計上済みとする。

2. 会計処理

① 譲渡時

現金	700,000	貸付債権	1,000,000
貸付債権（劣後）*1	100,000		
売却損*2	0		
貸倒引当金	200,000		

*1 $(1,000,000 - 200,000) \times 100,000 / 800,000 = 100,000$

*2 優先部分の譲渡原価 $(1,000,000 - 200,000) \times 700,000 / 800,000 = 700,000$
売却損 $700,000 - 700,000 = 0$

② 期末時

~~$120,000$ （回収可能見込額） $- 100,000$ （劣後債権の帳簿価額） $= 20,000$ となり、回収可能見込額が劣後債権の帳簿価額を上回っているため、貸倒引当金の計上は必要ない。~~

設例 16 受取手形及び割引手形に関する会計処理

削 除

1. 前提条件

A社(決算日：各年3月31日)は、X1年4月1日に、プロジェクトの機械装置を完成納入し、プロジェクトの売上代金1,000,000(約定金額)に関し、2年先期日の受取手形にて代金回収を行った。受取手形の額面は、売上元本額に年利5%(年複利)による2年間の金利相当額102,500を加算した、合計1,102,500であった。

受取手形受領時点の状況は次のとおりである。なお、消費税は考慮していない。

手形額面：1,102,500

手形受領日：X1年4月1日

手形満期日：X3年3月31日

満期日までの期間：2年間

手形受取時の適用金利：年利5%(年複利)

手形の現在価値：1,000,000 $(1,102,500 / (1 + 0.05)^2)$

手形に含まれる金利相当額：102,500 $(1,000,000 \times \{(1 + 0.05)^2 - 1\})$

2. 会計処理

(1) この手形を保有し続けた場合の売上時及びその後最初の決算日(X2年3月31日)における仕訳は、次に掲げる方式1から方式3を採用した場合、以下のようになる。なお、最初の決算日において、当該受取手形に対して、額面に対して1%の貸倒引当金を計上する。

(2) この受取手形をX2年4月1日に、割引料66,150(割引率、年利6%前払)を控除され、1,036,350にて銀行で割り引いた。割引時における保証債務(受取手形遡及義務)の時価は、11,025(額面の1%)と評価された。この受取手形は、手形満期日に無事決済された。

方式1：受取手形に含まれる金利部分を別処理しない方式

方式2：受取手形に含まれる金利部分を別処理する方式(利息認識は利息法による。)

方式3：受取手形に含まれる金利部分を別処理する方式(利息認識は簡便法である定額法による。)

<方式1：金利部分を別処理しない方式>

① 売上時点(X1年4月1日)

受取手形	1,102,500	/	売 上	1,102,500
------	-----------	---	-----	-----------

② 決算日(X2年3月31日)

貸倒引当金繰入額	11,025	/	貸倒引当金	11,025
----------	--------	---	-------	--------

③ ~~割引時点 (X2年 4 月 1 日)~~

現金預金	1,036,350	/	受取手形	1,102,500
保証債務費用	11,025	/	保証債務	11,025
貸倒引当金	11,025	/	貸倒引当金戻入益	11,025
手形売却損	66,150			

~~(注) 保証債務費用と貸倒引当金戻入益は相殺して表示する (監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4 (4) ④)。~~

④ ~~手形満期日 (X3年 3 月 31 日)~~

保証債務	11,025	/	保証債務取崩益	11,025
------	--------	---	---------	--------

~~<方式 2 : 金利部分を別処理する方式 (利息法)>~~

① ~~売上時点 (X1年 4 月 1 日)~~

受取手形	1,000,000	/	売上	1,000,000
------	-----------	---	----	-----------

② ~~決算日 (X2年 3 月 31 日)~~

貸倒引当金繰入額	11,025	/	貸倒引当金	11,025
----------	--------	---	-------	--------

受取手形	50,000	/	受取利息	50,000
------	--------	---	------	--------

~~* 1,000,000 × 5 % = 50,000~~

③ ~~割引時点 (X2年 4 月 1 日)~~

現金預金	1,036,350	/	受取手形	1,050,000
保証債務費用	11,025	/	保証債務	11,025
貸倒引当金	11,025	/	貸倒引当金戻入益	11,025
手形売却損	13,650			

~~(注) 保証債務費用と貸倒引当金戻入益は相殺して表示する。~~

④ ~~手形満期日 (X3年 3月31日)~~

保証債務	11,025	/	保証債務取崩益	11,025
------	--------	---	---------	--------

~~＜方式3：金利部分を別処理する方式（簡便法である定額法）＞~~

① ~~売上時点 (X1年 4月1日)~~

受取手形	1,000,000	/	売上	1,000,000
------	-----------	---	----	-----------

② ~~決算日 (X2年 3月31日)~~

貸倒引当金繰入額	11,025	/	貸倒引当金	11,025
----------	--------	---	-------	--------

受取手形	51,250	/	受取利息	51,250
------	--------	---	------	--------

* ~~$102,500 \times 1/2 = 51,250$~~

③ ~~割引時点 (X2年 4月1日)~~

現金預金	1,036,350	/	受取手形	1,051,250
保証債務費用	11,025	/	保証債務	11,025
貸倒引当金	11,025	/	貸倒引当金戻入益	11,025
手形売却損	14,900			

~~（注）保証債務費用と貸倒引当金戻入益は相殺して表示する。~~

④ ~~手形満期日 (X3年 3月31日)~~

保証債務	11,025	/	保証債務取崩益	11,025
------	--------	---	---------	--------

以 上